阿武町一般廃棄物処理基本計画

平成３１年３月

阿　　武　　町

目　　次

第１章　総　　論
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（１）計画策定の背景・目的
（２）計画の位置づけ
２　計画の期間及び範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）計画の期間
（２）計画の範囲

第２章　地域の概要
１　町の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（１）立地条件
（２）沿　革
２　社会特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（１）人口・世帯数
（２）人口・世帯の推移
（３）年齢別人口
（４）産業別人口構成

第３章　ごみ処理の基本計画
１　ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（１）ごみ処理体系
（２）ごみの収集・処理フローチャート
（３）分別・収集・運搬状況
（４）中間処理施設
（５）ごみの排出量
２　ごみの資源化率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（１）不燃ごみの組成と資源化率
（２）資源物の組成と資源化率
（３）ごみ総排出量に対するリサイクル率
３　ごみ処理行財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（１）ごみ処理経費
４　ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
５　課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（１）ごみの減量化
（２）ごみの資源化
（３）ごみの出し方・収集方法

６　ごみ処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）ごみ処理の基本理念
（２）ごみ処理の基本方針
（３）ごみ処理体系
（４）ごみ量の見通し
（５）ごみ減量・資源化目標

第４章　目標実現のための施策・方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
１　ごみ排出量の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（１）ごみ減量・資源化意識の高揚
（２）発生抑制・再使用の推進
２　分別・リサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（１）排出時の分別・リサイクル促進
（２）廃棄物処理のリサイクル推進
３　環境に配慮したごみの適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（１）適正処理の推進
（２）収集処分体制の充実
（３）処理施設の適正な管理・運営
（４）効果的な廃棄物処理の推進
（５）災害ごみの適正な処理
（６）環境美化の推進
４　ごみ排出抑制のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（１）行政における役割・方策
（２）住民における役割・方策
（３）事業者における役割・方策
５　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第５章　生活排水処理基本計画
１　生活排水処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
（１）生活排水処理の体系
２　し尿処理実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（１）し尿収集人口
３　生活排水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（１）農業・漁業集落排水施設・簡易排水施設
（２）合併処理浄化槽
（３）生し尿の処理
４　生活排水処理の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
５　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

（１）生活排水処理に係る基本理念
（２）し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し
６　生活排水の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58
（１）生活排水（し尿・生活雑排水）の処理計画
（２）施設及び整備計画の概要
（３）し尿・浄化槽汚泥の処理計画
（４）その他

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

第１章　　総　　論

１　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景・目的

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために必要な廃棄物の適正処理について長期的視点に立った方針を明確化するものです。

大量生産・大量消費・大量廃棄社会が引き起こした資源の消費拡大、多量の廃棄物による環境負荷の増大は、地球温暖化による異常気象、大規模災害など社会生活に深刻な影響をもたらしています。持続可能な社会形成のためには、廃棄物の発生抑制と天然資源の消費抑制、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が不可欠となっています。

阿武町においても平成20年度に平成21年度を開始年度として10年間の一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の形成に向けた取り組みを行ってきました。前回の計画が平成 30 年度に終了することから、この間の阿武町の処理状況・課題の整理を行い、阿武町の実態に即して平成31年度以降の処理計画について策定するものです。計画期間は10年間とし、概ね５年ごとに見直しをすることとします。

阿武町では、前回の計画策定時から人口は、約16%減少し、少子高齢化が一層進行しています。一方で、ごみの総排出量は減らず、一人当たりの排出量は、増加傾向にあります。住民一人一人がライフスタイルを見直し、できる限りごみを出さないことを意識した生活をすることが必要になっています。３Ｒ（①リデュース：資源の節減、廃棄物の発生抑制、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用）を中心として、限りある資源の有効活用を目的とした根本的な取り組みを一層進展させていくことが必要になっています。

また、高齢化率が50%近くとなった地域で適切なごみの分別、排出を確保し、快適な生活環境を維持していくために自治会単位での支援体制の構築等を検討していく必要があります。平成30年度において実施したごみの収集場所・出し方等の自治会・事業所へのアンケート調査や資源ごみのモニター事業の結果も踏まえたごみ処理計画にしています。

生活排水処理においては、漁業集落排水施設及び農業集落排水施設の整備が完了し、区域外の地域においては合併処理浄化槽の普及に努めてきたところですが、今後も水質保全の観点から合併処理浄化槽の設置を継続的に啓発・推進して行く必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、一般廃棄物の循環型処理を目標として、廃棄物の計画的、効率的な適正処理について今後の方針を示します。

（２）計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の規定により、市町村が当該市町村の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理の基本的な方針を定める計画です。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するとともに、本町の上位計画である「第６次阿武町総合計画」に定められている一般廃棄物の処理等に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものです。

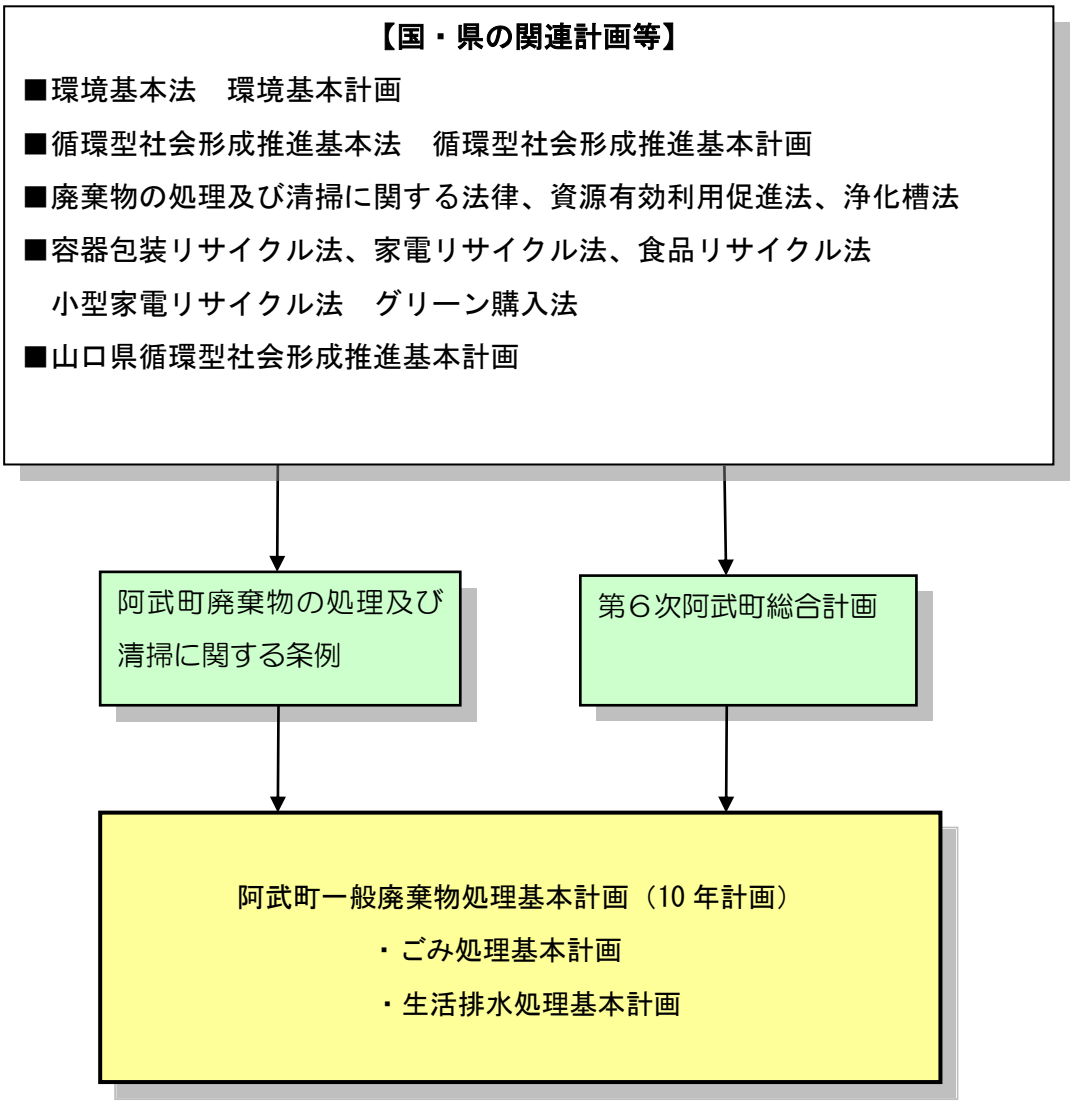

２　計画の期間及び範囲

（１）計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、国が定めるごみ処理基本計画策定指針及び生活排水処理基本計画策定指針により、10 年から 15 年の長期計画とし、概ね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定時の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画では、平成 31 年度を初年度とし、10 年後の平成 40 年度を計画目標年度とし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直すものとします。

■計 画 期 間　：　平成 31 年度～平成 40 年度（10 年間）
■計画目標年度　：　平成 40 年度

（２）計画の範囲

本計画の範囲は、行政区域全域とし、区域内で発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

第２章　地域の概要

１　町の特性

（１）立地条件

本町は、山口県の北部に位置して日本海に面し、周囲は萩市に隣接しています。

海岸部の奈古、宇田郷地区は、ＪＲ山陰本線と一般国道 191 号が縦走し、内陸部の福賀地区は、陰陽連絡道としての一般国道 315 号が日本海側は萩市須佐地区に、瀬戸内海側は周南市徳山地区に走り抜けています。

本町の中心地（奈古地区）から最寄りの人口集中都市との距離は、社会的、経済的に最もつながりの強い萩市までが１５ｋｍ、県都山口市までが 60ｋｍ、島根県益田市までが 54ｋｍとなっています。

（２）沿　革

本町は、内陸部にある福賀地区から、弥生時代や古墳時代の石器が出土し、阿武の地名が古くから歌や古文書に見られるなど、かなり早い時期に開けたものと考えられています。

藩政時代には６ケ村体制が続きましたが、明治 22 年の市制町村制の施行により奈古村、福賀村、宇田郷村の３箇村体制となり、昭和 17 年には奈古村が町制を施行しました。

昭和 30 年１月１日に、３町村が合併して阿武町が成立し、現在に至っています。
全国的に市町村合併が進む中、15 年度から萩広域の市町村で合併協議会を設置し、合併の話し合いが進められてきましたが、本町は自立の道・単独町政を選択しました。

２　社会特性

（１）人口・世帯数

本町の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 3,463 人となっており、このうち約 65%が奈古地区に集中し、福賀地区が 18%、宇田郷地区 17%という人口割合になっています。年齢別人口では、老年人口の占める割合が平成 27 年で 46.4%、生産年齢人口の割合が 44.8%、年少人口の占める割合は 8.8%となっており、高齢化の進行とともに生産年齢人口の減少が進行しています。

世帯数は、平成 27 年で 1,492 世帯と平成 17 年に対して７%減少し、１世帯当たりの人口も 2.55 人から 2.32 人と 0.23 人減少しています。

■人口の推移

区分／年次			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人　口（人）			4,101	3,743	3,463
世帯数（世帯）			1,608	1,579	1,492
１世帯当たり人口（人／世帯）			2.55	2.37	2.32
年齢別人口	年少人口（～14 歳）		324	304	305
		構成比	8.1	8.1	8.8
	生産年齢人口（15～64 歳）		2,036	1,791	1,550
		構成比	49.6	47.8	44.8
	老年人口（65 歳～）		1,731	1,648	1,608
		構成比	42.2	44.1	46.4

（２）人口・世帯の推移

本町の人口は、昭和 30 年の合併以降、一貫して減少傾向にあり、平成 29 年の人口は 3,287 人と平成 20 年に比べて 518 人（13.6%）減少しています。

１世帯当たり人員数も 2.42 人から 2.28 人となっており 5.8%減少となっています。

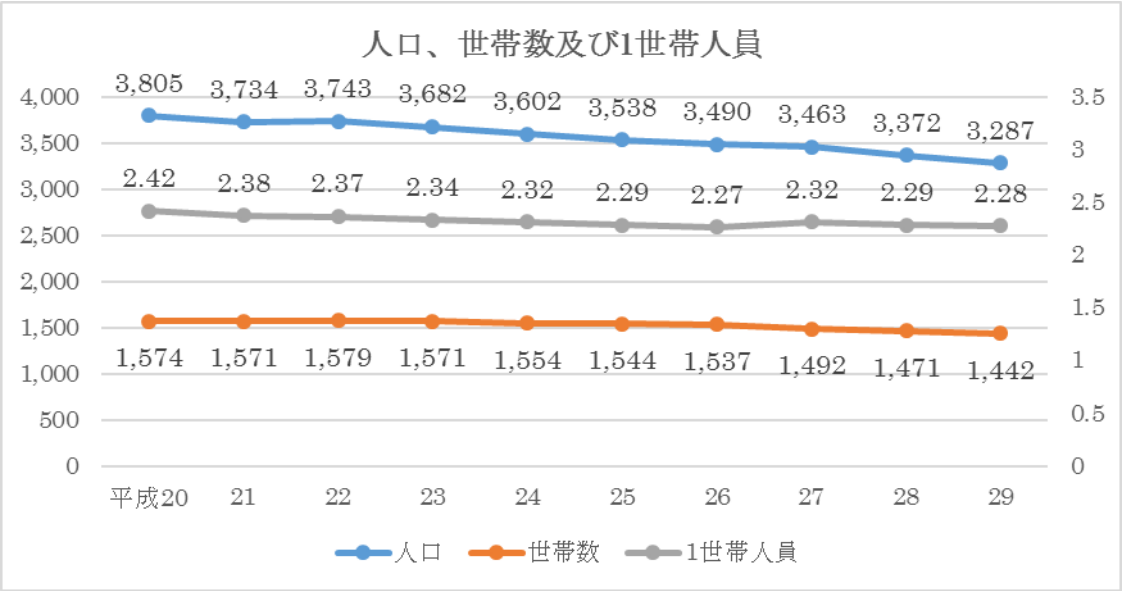

※国勢調査以降の異動を反映した推移

（３）年齢別人口

本町の人口を年齢別にみると、男女とも 65～69 歳までの団塊世代の人口が最も多く、55 歳以下の人口が少ない駒型の構造となっており、典型的な少子高齢化の状態となっています。

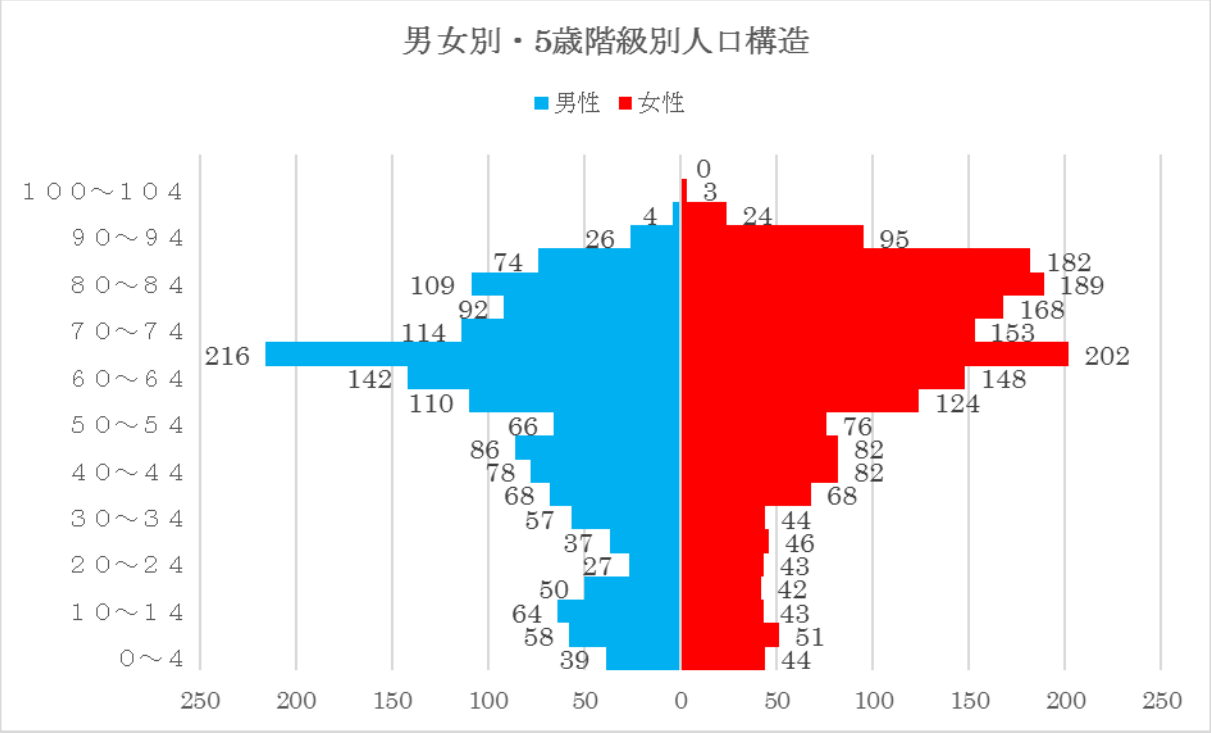

（４）産業別人口構成

本町の平成 26 年の就業者数は、1,219 人で、この内第１次産業が人（30.3%）、第２次産業が 507 人（23.5%）、第３次産業が 994 人（46.1%）となっています。

また、産業分野別の就業者数は、農業 523 人（24.3%）、サービス業 564（26.2%）、製造業 297 人（13.8%）となっており、総人口の減少とともに各産業の就業者数がそれぞれ減少し、特に第 1 次産業の就業者は平成 12 年にくらべ 209 人（28.5%）減少するなど、高齢化や社会構造の変化に伴い厳しい状況が明らかとなっています。

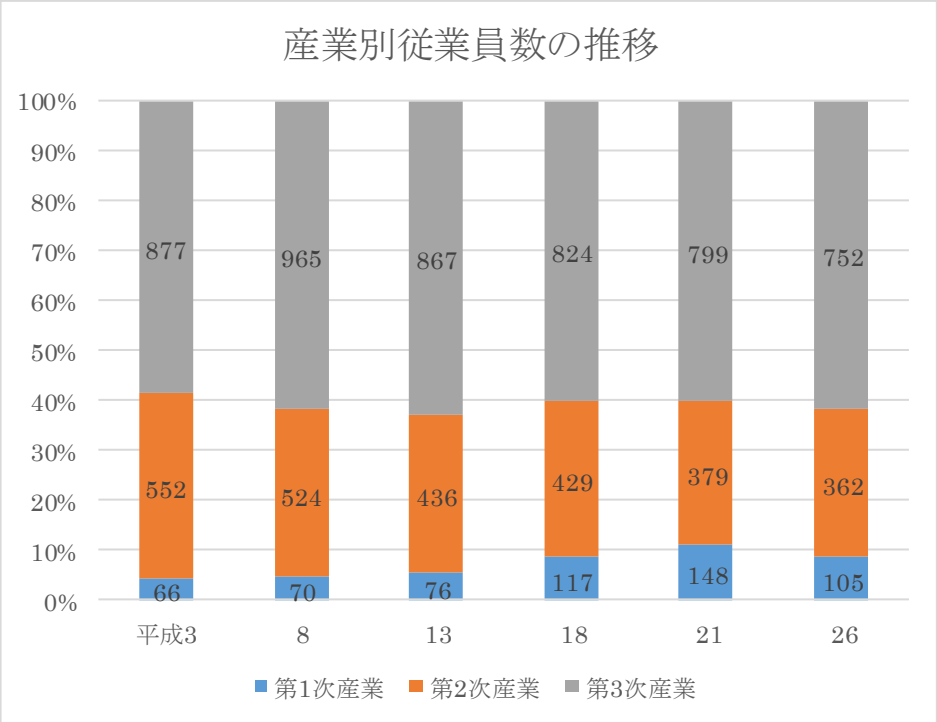

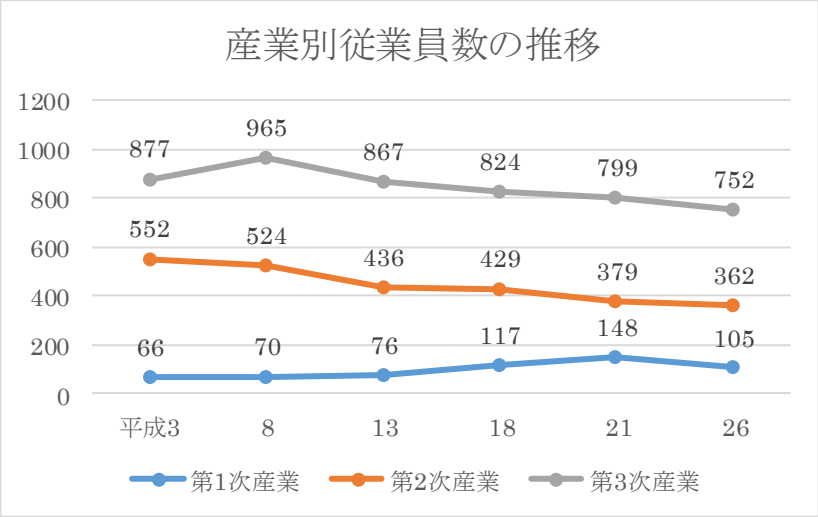

第３章　ごみ処理の基本計画

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ処理体系

本町では、ごみを可燃ごみ（燃やせるごみ）、不燃ごみ（燃やせないごみ）、資源ごみの３区分に大別して処分しています。

可燃ごみは、萩・長門清掃一部事務組合と事業事務委託契約を結び、萩・長門清掃工場で焼却処理を行い、焼却により発生する焼却灰はセメント原料として再生利用されています。

不燃ごみは、阿武町リサイクルセンターに集積し、分別した後、リサイクル出来るものはリサイクル業者に引き渡し、その他のゴミは委託契約により廃プラ等の処理業者および最終処分業者に処分を委託しています。

資源ごみは、阿武町リサイクルセンターおよびストックヤードに集積し、選別・圧縮等を行い、容器包装廃棄物についてはリサイクル協会を通じて処理を委託し、その他のごみについてはリサイクル業者等を通じて資源化しています。

なお、蛍光管、乾電池などの有害ごみも、専門業者により資源として再生利用しています。

ごみ処理体系

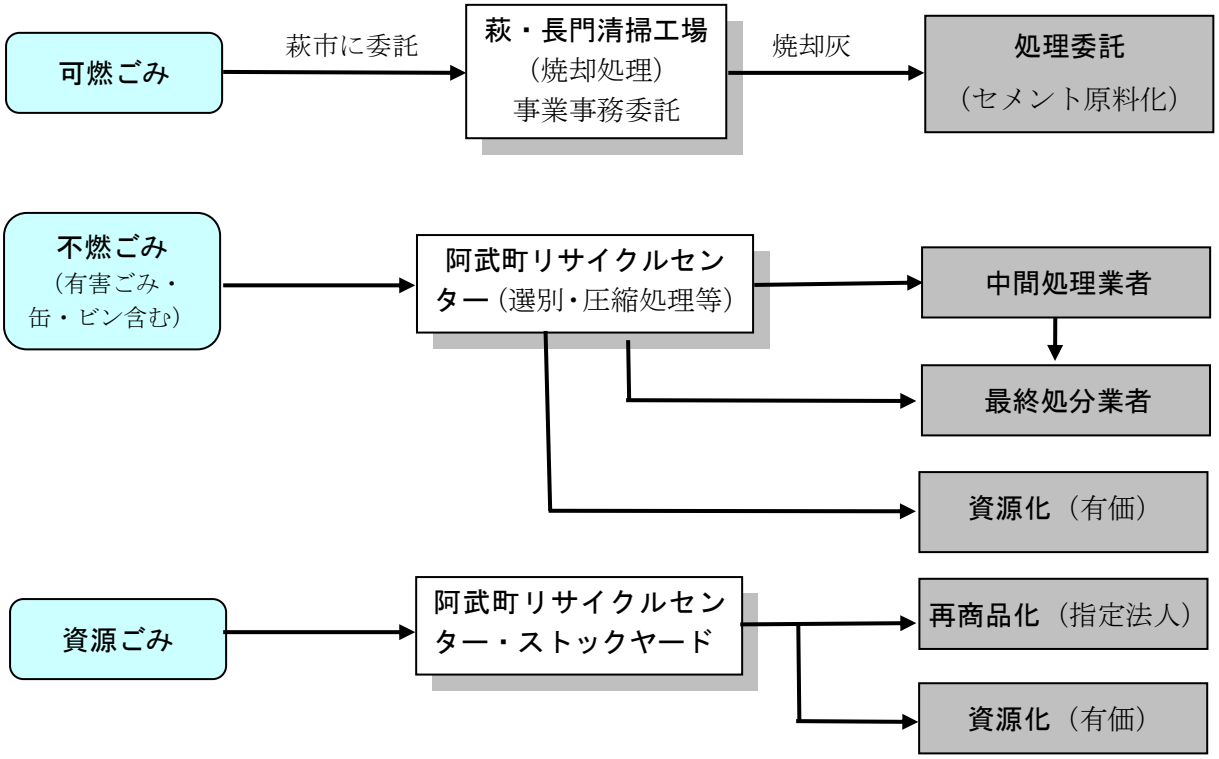

（２）ごみの収集・処理フローチャート

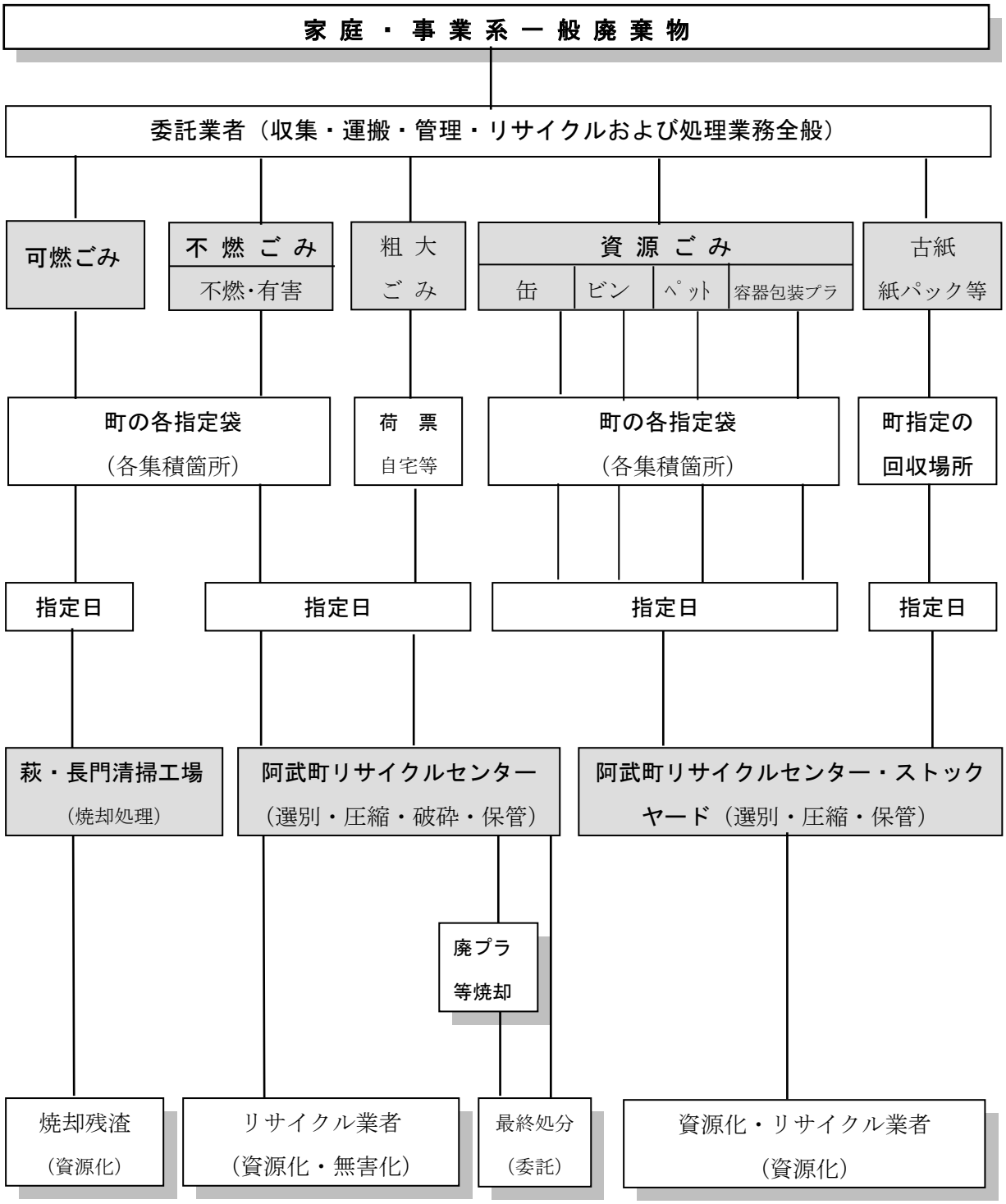

（３）分別・収集・運搬状況

本町の現状における家庭系ごみおよび事業系ごみの分別および収集・運搬体制は、次のとおりで、作業については民間業者に委託しています。

■収集・運搬体制

NO	種　　類	収集回数	指定ごみ袋等
1	燃やせるごみ	週３回	指定袋
2	缶	月１回	指定袋
3	ビ　ン	月１回	指定袋
4	プラスチック製容器包装	月２回	指定袋
5	燃やせないごみ （有害ごみ含む）	月１回	指定袋
6	大型ごみ	月１回	荷 票
7	古　紙	◎奈古：月１回 ◎福賀：隔月 ◎宇田郷：隔月	無　料 （紙ひもで結束する）
8	段ボール		
9	牛乳パック		
10	紙製容器包装		

（４）中間処理施設

収集された可燃ごみ以外の不燃ごみ、資源ごみ等は阿武町リサイクルセンター・ストックヤードに集積され、分別・圧縮・破砕・梱包・保管しています。

■阿武町リサイクルセンター

所 在 地	阿武町大字奈古４８７－２７２
処理概要	分別、破砕、圧縮・保管
対 象 物	缶・ビン・不燃ごみ・大型ごみ・有害物
機械設備	・金属圧縮機　２ｔ／ｈ最大 ・横桟付ベルトコンベア ・磁選機（吊下げ式：永磁式） ・破砕機（ハンマー回転衝撃破砕方式）５ｔ／ｈ最大 ・カレット貯留ホッパー　約５．５㎥
施設面積	・敷地面積１，８８０㎡ ・作業棟２１６．００㎡（鉄骨スレート葺平屋建） ・管理棟　３３．０６㎡（木造鉄板瓦棒葺平屋建）
着工年月	平成６年８月
竣工年月	平成７年１月
稼働年月	平成７年４月
主要設備等	油圧式バックホウ

■阿武町リサイクルセンター・ストックヤード

所 在 地	阿武町大字奈古４８７－２７２
処理概要	選別、圧縮・保管
	プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙製容器包装 古紙・段ボール・牛乳パック
機械設備	圧縮梱包機
施設面積	・敷地面積１，９６０．７３㎡ ・ストックヤード５２８㎡（大波スレート葺鉄骨造平屋建） 選別・圧縮棟３３０㎡・保管棟１９８㎡
着工年月	平成１２年２月
竣工年月	平成１２年３月
稼働年月	平成１２年４月
主要設備等	フォークリフト・タイヤショベル

（５）ごみの排出量

本町のごみの総排出量は、平成 20 年度約 925t/年から微減となっていましたが、平成 23 年度以降は微増減を繰り返しています。人口は減少の一途を辿っていますが、ごみの排出量は減らない状況となっています。排出されるごみのうち、燃やせるごみ（家庭ごみ）が全体の７割超となっています。

平成 27 年度には、老朽化した焼却施設に代わって新設された萩・長門清掃工場が稼働し、可燃ごみの種類が増えたことや災害や火災関連ごみの排出等が要因と考えられますが、空き家になった家屋の片付けによるごみの排出も増加傾向にあると推測されます。

一方、資源ごみの排出量は、減少傾向にあります。

区　　分	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
燃やせるごみ(t)	640.2	644.9	629.8	676.3	675.9	657.5	694.2	780.9	735.5	775.2
うち家庭ごみ(t)	624.0	632.6	611.1	672.6	669.2	654.5	685.5	719.8	704.0	707.7
燃やせないごみ(t)	55.8	75.1	68.9	55.7	52.7	35.7	36.9	40.6	41.0	22.8
プラスチック製容器包装(t)	125.2	101.7	114.8	120.3	111.7	107.2	101.7	99.3	94.9	74.8
資源ごみ（缶・びん・古紙等）(t)	85.4	71.9	72.1	68.3	69.8	64.0	63.5	59.0	52.3	44.6
粗大ごみ(t)	18.0	25.8	20.6	20.5	20.5	13.5	16.1	22.4	22.5	12.3
合計（ごみ総排出量）(t)	924.6	919.4	906.2	941.1	930.6	877.9	912.4	1002.2	946.2	929.7
１人当たり年間排出量（kg）	232	234	234	249	248	238	251	282	273	277
１人１日当たり排出量（g）	634	640	641	683	678	653	689	773	745	758
人口(人)	3,984	3,934	3,874	3,773	3,749	3,681	3,629	3,550	3,468	3,360

※人口は、住民基本台帳に基づく各年度末のもの

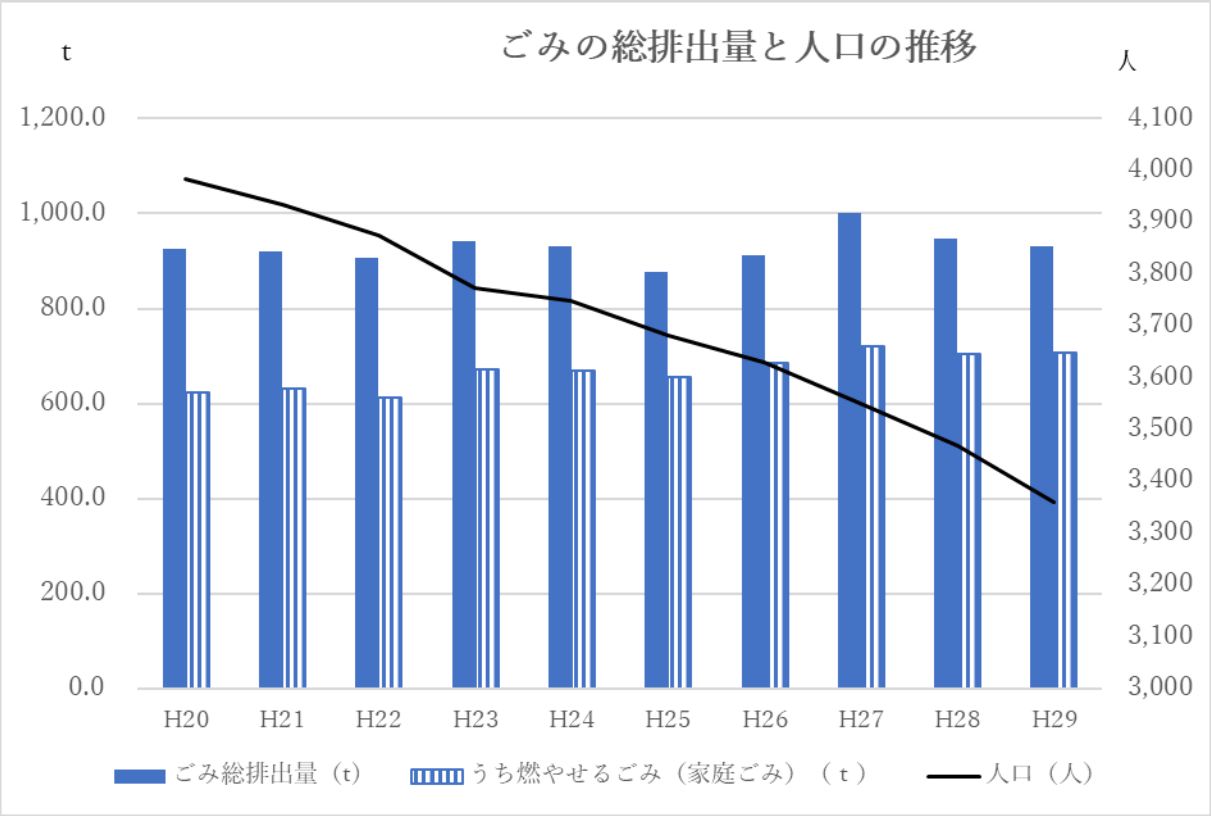

本町の１人１日当たりごみの排出量は、全国や山口県と比較して少ないのですが、年々増加傾向にあります。人口は減少していますが燃やせるごみの排出量が微増となっていることが大きな要因となっています。平成 29 年度は、全国では、920ｇ、山口県では、986ｇ、本町では、758ｇとなっています。

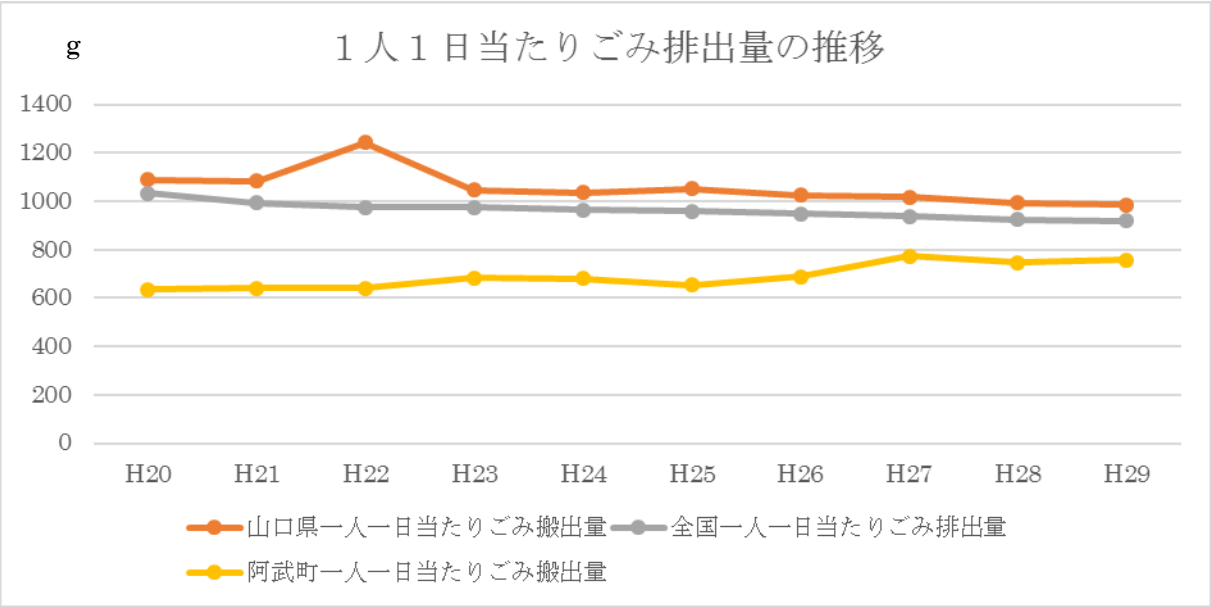

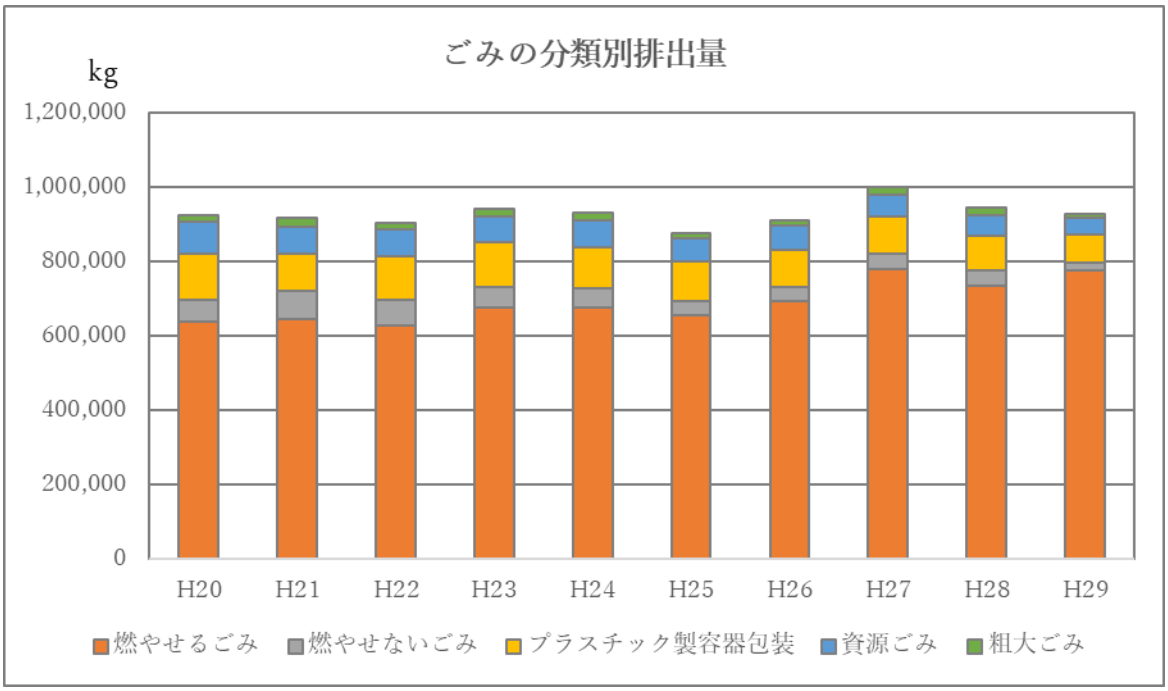

平成 27 年度から萩・長門清掃工場でごみの焼却を行うようになると、以前は不燃ごみとして回収していたもののうち、プラマークのないプラスチック製品やゴム・革類が燃やせるごみとして出せるようになりました。これにより、従来、不燃ごみとして排出されていたものが可燃ごみとして排出されるようになりました。資源ごみとして回収していた古布の資源化が困難となり、可燃ごみとして排出されるようになったことも可燃ごみの排出量増加の一因と考えられます。容器包装ごみは、平成 24 年度以降は、年々減少し、平成 29 年度の排出量は、平成 20 年度と比較すると 40%の減少となっています。

人口が減少してもごみの総排出量は減らない状況が続いています。

分　　類	品　　目
可燃ごみ （燃やせるごみ）	台所から出る生ごみや汚れているもの、紙くず、紙おむつ、木くず、貝殻類、廃食油、廃プラスチック類など
不燃ごみ （燃やせないごみ）	焼却灰、有害廃棄物（蛍光管、乾電池等）、がれき類、町指定袋に入る不燃ごみ
容器包装ごみ	アルミ・スチール缶、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、牛乳パック
資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール、その他紙類
粗大ごみ	町指定袋に入らない一般廃棄物

２．ごみの資源化率

（１）不燃ごみの組成と資源化率

平成 29 年度に回収された不燃ごみのうち、がれき類がほぼ半数を占め、３割程度が有価物（鉄屑）となっています。平成 27 年度以降、廃プラスチックが可燃ごみとして処理されるようになり、廃プラスチックの量は１割と激減しています。蛍光管や乾電池などの有害廃棄物と有価物の資源化率は、100％となっています。

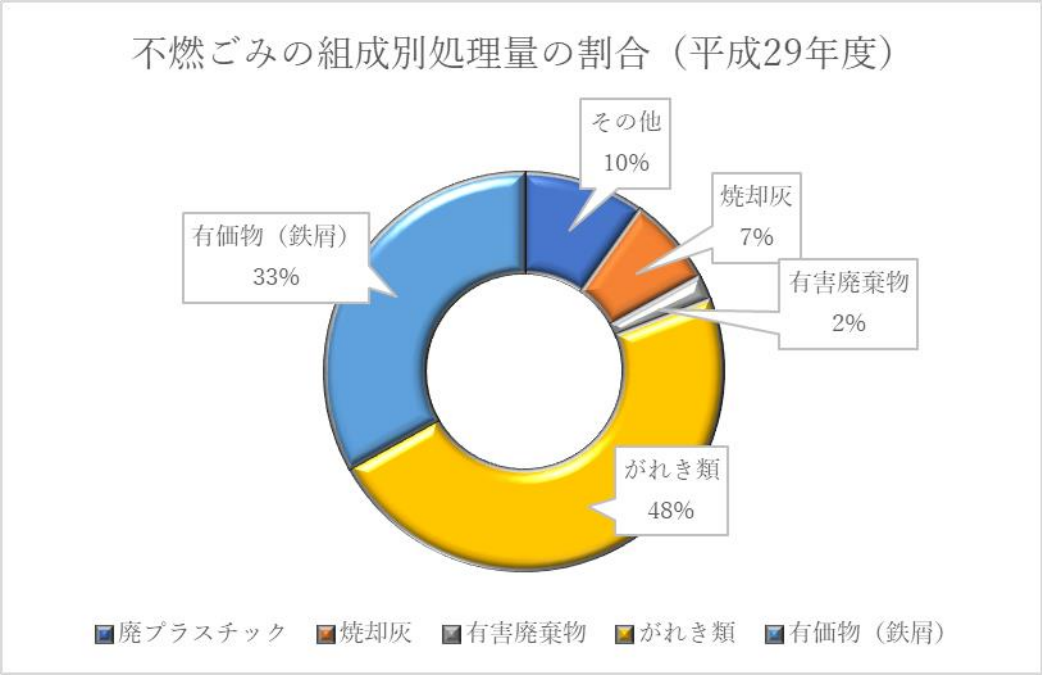

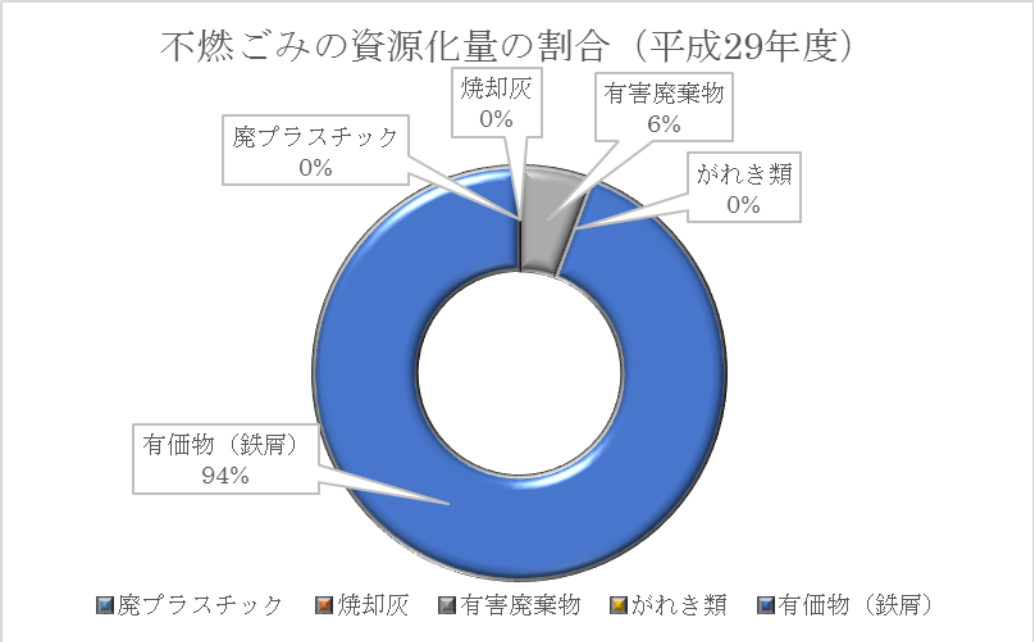

（２）資源物の組成と資源化率

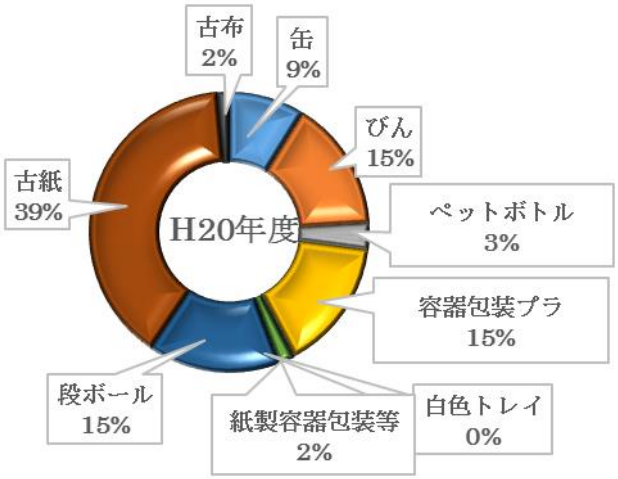

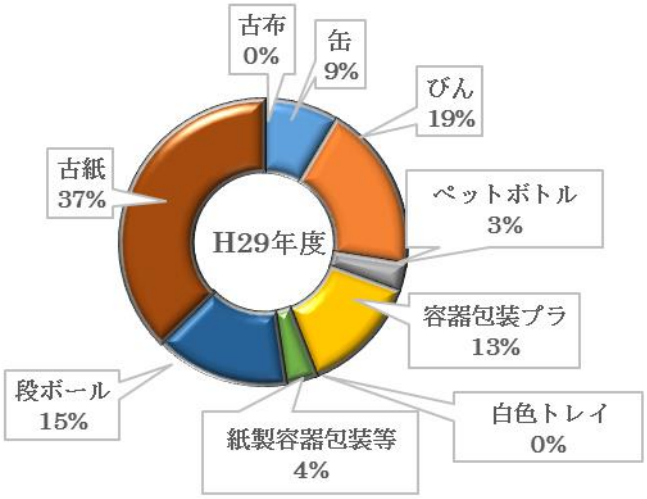

資源物については、排出時の分別の周知を図り、リサイクルセンターで更に分別作業を徹底することにより、排出分を全て資源化しており、資源化率は 100%となっています。

古布については、資源化できる組成のものが限られているため、平成 27 年度以降は、可燃ごみとして扱い、資源化はしていません。

白色トレイについては、平成 30 年度以降、プラスチック製容器包装として回収し、資源化しています。

また、資源物総量は平成 20 年度と比較して平成 29 年度は約 6 割程度、1 人 1 日当たりの排出量は、平成 20 年度では、145ｇでしたが、年々減少し、平成 29 年度では、97ｇとなっています。既定の計画では、平成 25 年度以降の 1 人 1 日当たりの資源物の排出量を 175ｇと予測していますが、78ｇも少なくなっています。

年度	資源物総　量	缶	びん	ペットボトル	容器包装プラ	白色トレイ	紙製容器包装等	段ボール	古紙	古布
H20	210, 540	18, 470	32, 020	6, 510	31, 860	510	3, 655	32, 130	82, 385	3, 000
H21	173, 590	16, 530	18, 160	4, 670	31, 360	220	3, 420	27, 330	69, 000	2, 900
H22	186, 890	15, 760	27, 810	4, 600	34, 370	360	3, 730	28, 140	69, 510	2, 610
H23	188, 707	14, 950	33, 197	4, 450	33, 770	280	3, 820	29, 890	67, 260	1, 090
H24	181, 581	13, 930	27, 039	4, 635	34, 837	240	4, 240	26, 820	68, 870	970
H25	171, 205	12, 700	24, 265	4, 665	31, 820	110	4, 125	29, 510	62, 730	1, 280
H26	165, 250	11, 890	21, 680	3, 430	29, 780	60	4, 000	30, 920	62, 830	660
H27	158, 293	11, 550	21, 598	3, 350	26, 390	50	4, 095	32, 310	58, 950	0
H28	147, 199	11, 150	24, 040	3, 713	25, 550	41	4, 245	26, 140	52, 320	0
H29	119, 425	10, 220	22, 600	3, 695	16, 070	55	4, 195	17, 990	44, 600	0

（３）ごみ総排出量に対するリサイクル率

平成 29 年度一般廃棄物処理量及びリサイクル率

廃棄物の区分	処 理 量(kg)	資源化量(kg)
燃やせるごみ	775,220	77,849
役　場	707,720	77,849
事業所	67,500	
燃やせないごみ	22,792	7,536
管理対象廃棄物(廃プラ)	2,260	
〃　(灰)	1,640	
有害廃棄物	460	
ガレキ類	10,896	
有価物(鉄屑)60%	7,536	7,536
容器包装廃棄物	74,825	74,825
金　属　類	10,220	10,220
アルミ缶	6,110	6,110
スチール缶	4,110	4,110
ガ ラ ス 類	22,600	22,600
ペットボトル	3,695	3,695
白色トレイ	55	55
その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	16,070	16,070
牛乳パック	145	145
段ボール	17,990	17,990
その他紙類	4,050	4,050
資源物	44,600	44,600
新　　聞	24,530	24,530
雑　　誌	20,070	20,070
粗大ごみ	12,288	5,024
埋立対象廃棄物	7,264	
有価物(鉄屑)40%	5,024	5,024
合　　計	**929,725**	**209,834**
リサイクル率(%)	**２２．５７**	

処理量：929,725kg

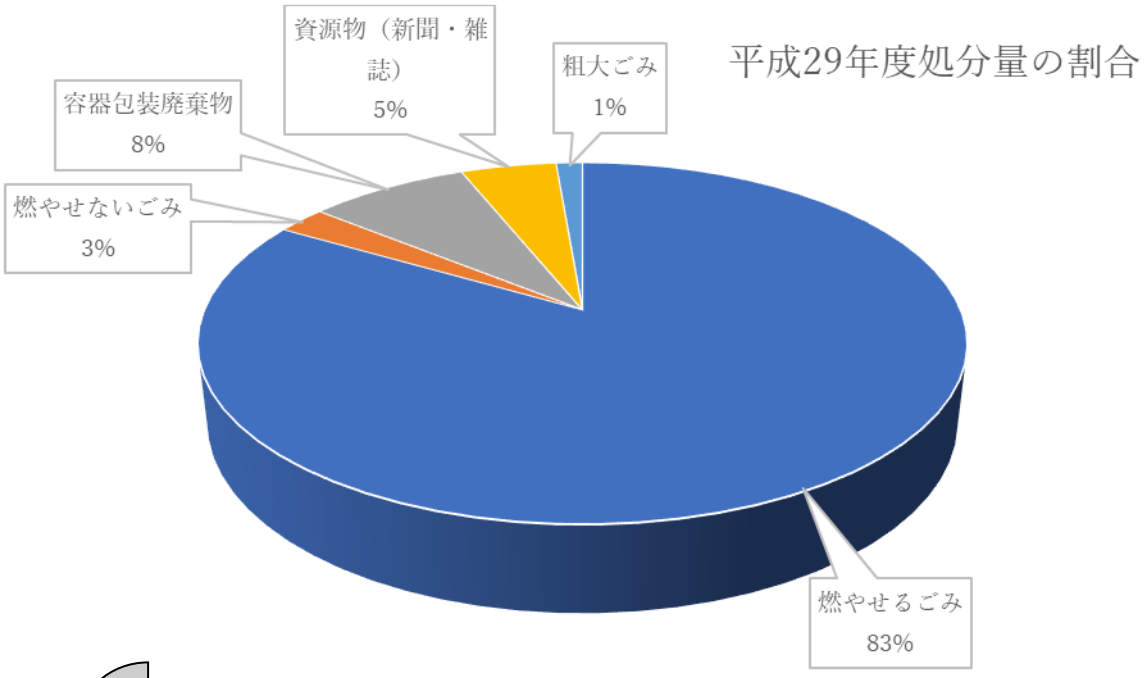

資源化量：209,834kg

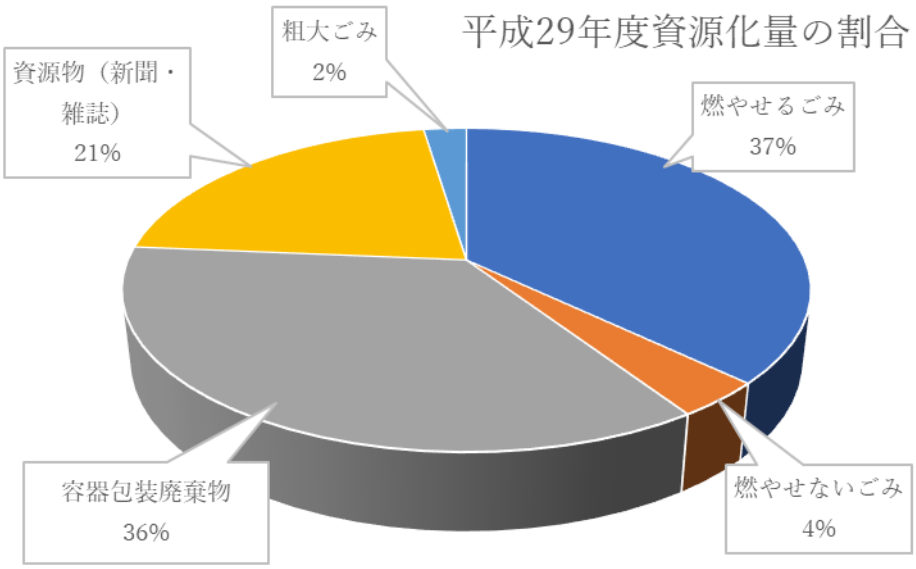

※%は、小数点以下四捨五入

平成 28 年度の本町の１人１日当たりのごみ排出量は、749ｇで県内の市町では、和木町についで少ないのですが、リサイクル率では、25.9%と下位から７番目となっており、県平均30.9%と比較して 5.5%も低くなっています。

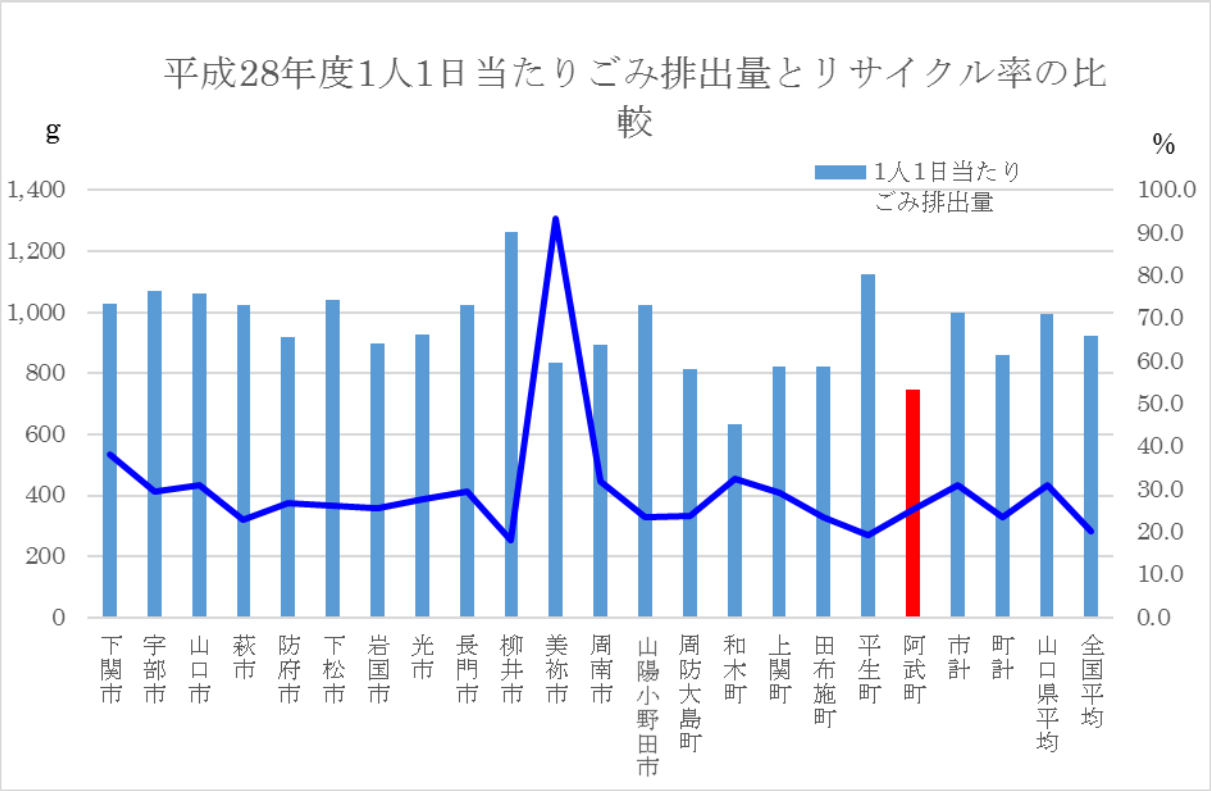

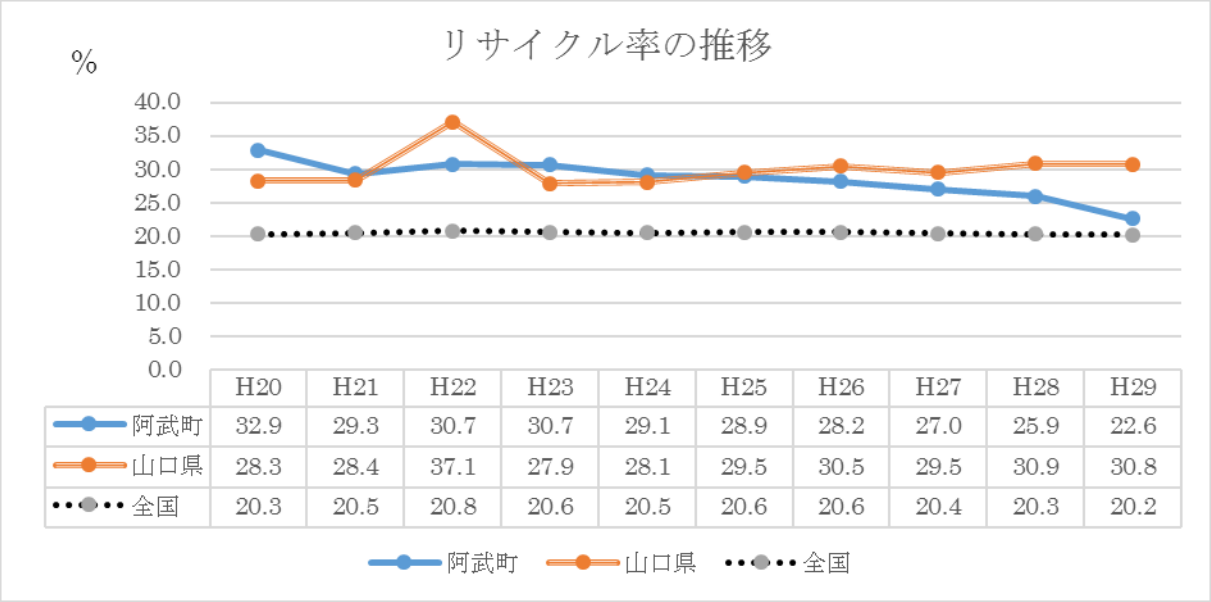

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
阿武町	32.9	29.3	30.7	30.7	29.1	28.9	28.2	27.0	25.9	22.6
山口県	28.3	28.4	37.1	27.9	28.1	29.5	30.5	29.5	30.9	30.8
全国	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2

３．ごみ処理行財政

（１）ごみ処理経費

ごみ処理経費は、収集運搬費及び中間処理費、最終処分費に係る総額から塵芥処理手数料（ごみ袋代等）を差し引いた額となっています。

●ごみ処理経費の推移

年度	人口（人）A	ごみの総量（kg）B	歳出総額①（千円）	歳入（塵芥処理手数料）②（千円）	差額①-②（千円）C	ごみ１kgの処理費（円）①／B	１人当たりの年間処理費（円）C／A
H20	3,984	924,615	34,022	6,969	27,053	37	6,790
H21	3,934	919,385	51,599	7,596	44,003	56	11,185
H22	3,874	906,215	40,498	7,455	33,043	45	8,529
H23	3,773	941,142	33,577	7,579	25,998	36	6,891
H24	3,749	930,616	32,738	7,472	25,266	35	6,739
H25	3,681	877,880	35,508	8,039	27,469	40	7,462
H26	3,629	912,430	28,893	7,463	21,430	32	5,905
H27	3,550	1,002,158	60,123	7,850	52,273	60	14,725
H28	3,468	946,164	46,158	7,860	38,298	49	11,043
H29	3,360	929,725	45,073	7,529	37,544	48	11,174

※人口は、住民基本台帳に基づく各年度末のもの

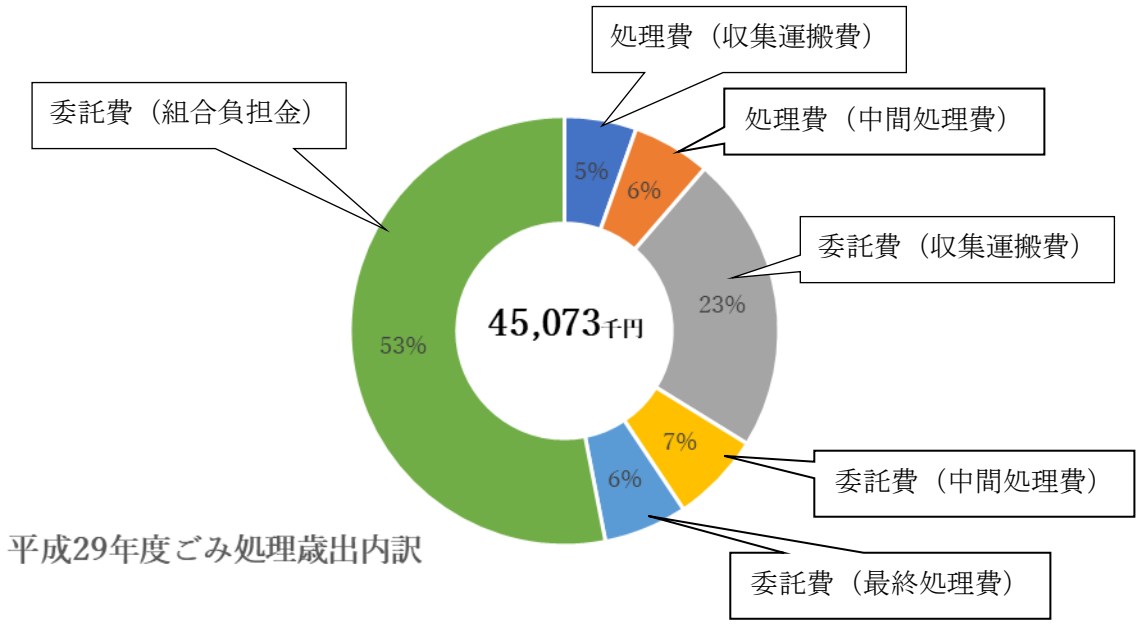

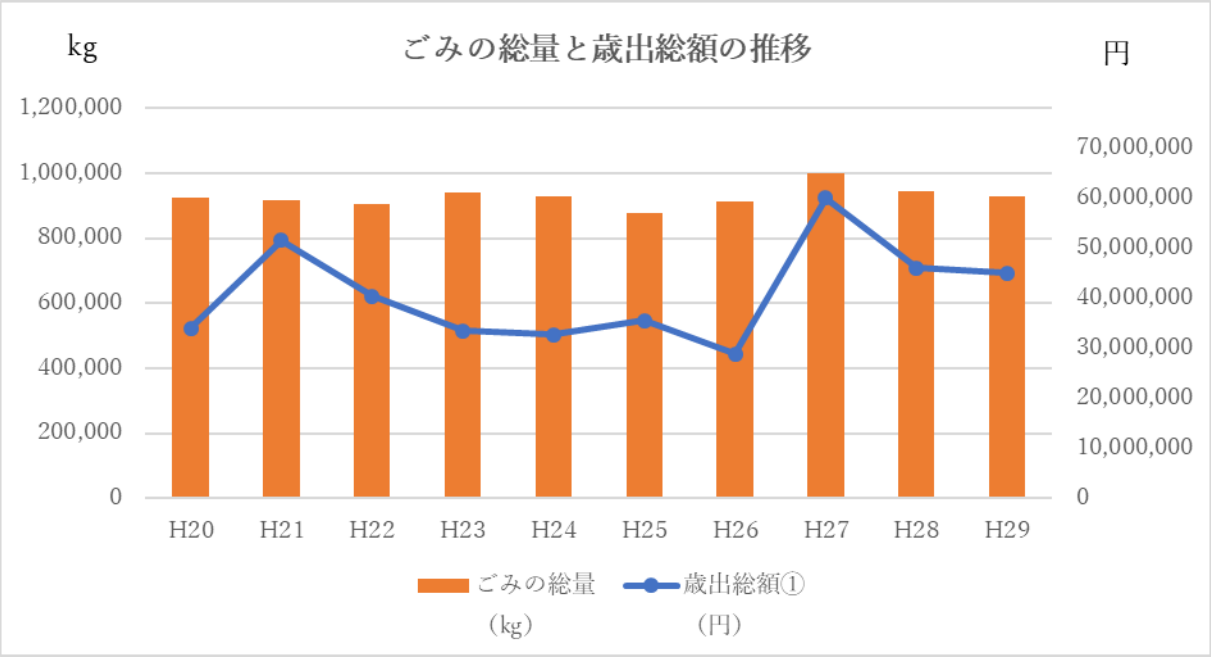

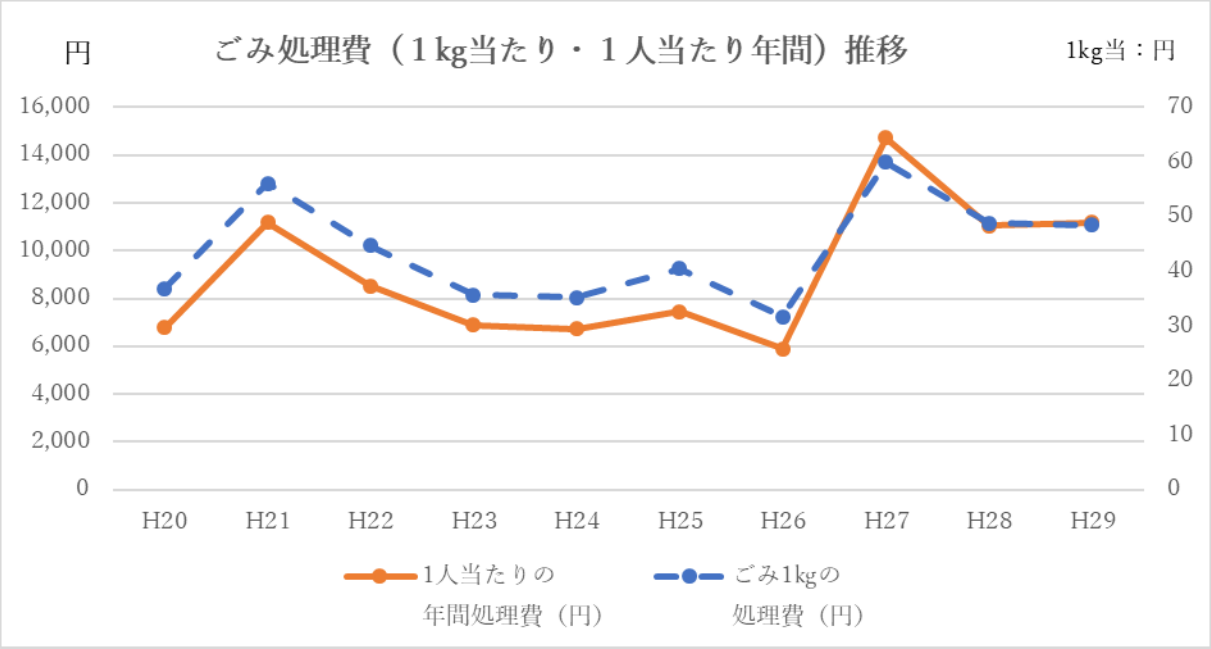

平成 20 年度の 1 人当たりの年間処理費は、6,790 円でしたが、平成 29 年度では、11,174 円となり、増加傾向にあります。これは、家庭や事業所から回収するごみの外、海洋ごみ等の最終処分費が含まれていることによるものです。近年、海洋プラスチックごみによる地球規模の海洋汚染が問題となっています。本町においても海岸に流木以外にもプラスチック類のごみも多く漂着してきます。ボランティア等による清掃活動により集積されたごみの分別、処分に係る費用も漂着するごみの量に大きく左右されます。美しい海岸線の景観と豊かな漁場を守り、未来へ引き継いでいくためにもごみの対策は重要です。

４．ごみ処理の評価

ごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を使って、平成 28 年度実績を基に類似団体の平均値を基準値とした比較評価を行いました。

その結果、本町は、廃棄物からの資源回収率が低く、最終処分される割合が大きくなっており、それに伴い最終処分減量に要する費用が高くなっています。最終処分量の削減を図る施策が必要となっています。

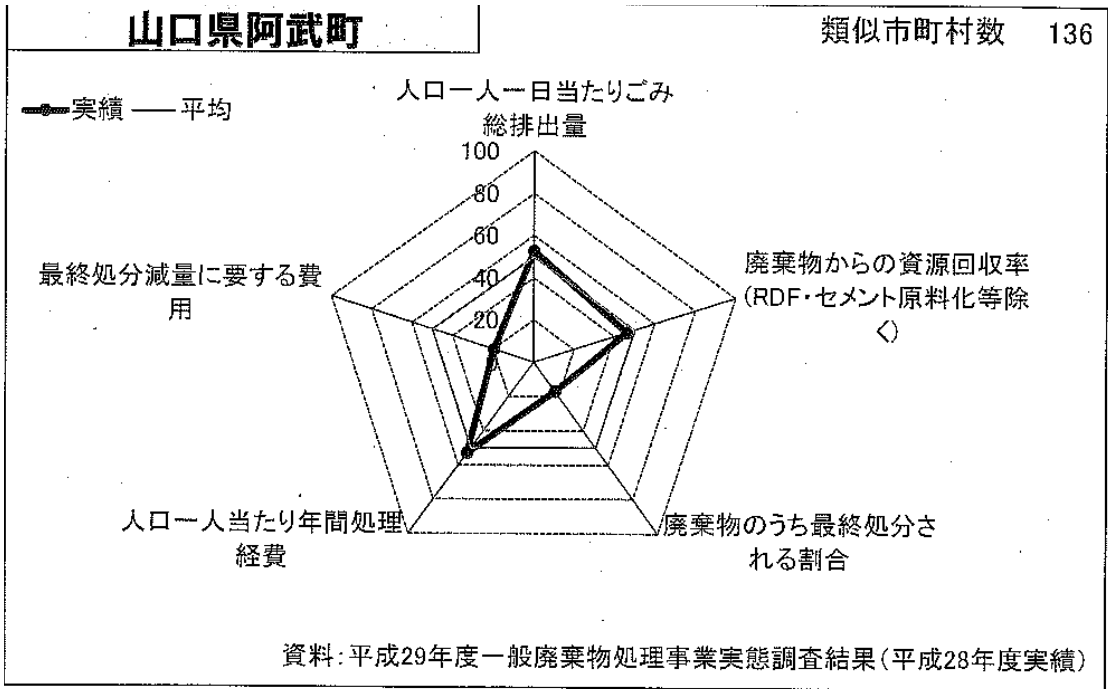

	人口一人一日当たりごみ総排出量（kg/人・日）	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/t）
平　均	0. 876	0. 235	0. 177	19, 884	75, 467
標準偏差	0. 478	0. 154	0. 159	9, 608	40, 360
阿武町	0. 749	0. 177	0. 698	17, 005	198, 058
偏差値	52. 7	46. 2	17. 2	53. 0	19. 6

５．課題

（１）ごみの減量化

人口は減少しているにも関わらず、ごみ総排出量は減らず、平成 29 年度の１人１日当たりの排出量は 758ｇで平成 20 年度と比較して 19%増加しています。既定計画では、平成 30 年度の見通しを 680ｇ、目標値を 652ｇとしていますが、目標達成には厳しい状況となっています。可燃ごみのうち７割を超える家庭ごみの排出抑制が課題となっています。

また、廃棄物のうち、最終処分される割合が高くなっており、最終処分減量に要する費用も高くなっています。最終処分される割合を小さくすることによりごみ処理に係るコスト削減につなげる必要があります。

３Ｒの運動を推進し、「ごみを出さない」消費生活や事業活動に取り組むことの重要性が増しています。

なお、可燃ごみの処理については、現在、萩・長門清掃一部事務組合と事業事務委託契約を結び平成 27 年度から稼働している萩・長門清掃工場で焼却処理していますが、今後とも萩市・長門市と緊密な連携を図りながら広域的なごみ処理体制を円滑に構築し、継続していくことがこれまで以上に重要となっています。

（２）ごみの資源化

可燃ごみの排出抑制のためには、更なる分別の徹底により資源化の取り組みを進める必要があります。

燃やせるごみとして排出している紙製容器包装類、雑紙等を資源物として回収できるよう住民・事業所への周知徹底を図ることが必要です。

また、不燃ごみとして回収をしているボタン電池は、乾電池と区別して回収・リサイクルをする必要があります。

（３）ごみの出し方・収集方法

高齢化に伴う一人暮らし等により分別排出が困難となっている世帯が増加することが見込まれます。分別のわかりやすさとごみの出しやすさが課題です。

未回収地域の解消や高齢化に伴う集積箇所の増加も見込まれ、自治会等の要望に応えながら適切な収集運搬ができるよう、これまで以上に地域と連携した取り組みが求められます。収集運搬の効率化も併せて図っていく必要があります。

快適な生活環境を保つためにも「出しやすさ」と「回収のしやすさ」のしくみづくりが必要となっています。

６．ごみ処理の目標

（１）ごみ処理の基本理念

循環型社会を構築するためには、従来の廃棄処分中心の考え方を改め、最初に廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、廃棄物を再使用（リユース）用し、再生利用（リサイクル）する「３Ｒ（スリーアール)」の推進による循環利用と、どうしても循環利用できない廃棄物は適正に処分することが求められています。

住みよい快適な環境づくりに向けて「循環型社会の推進」を図るため、阿武町においては３Ｒ運動を推進します。３Ｒ（①リデュース：節減、②リユース：再使用、③リサイクル:再生利用を中心とした施策や啓発を行うとともに、マイバッグ運動の推進など、身近な生活の中での実践を呼びかけながら、ごみの減量化・資源化に対する理解と意識の高揚を図りながら、住民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくものとします。

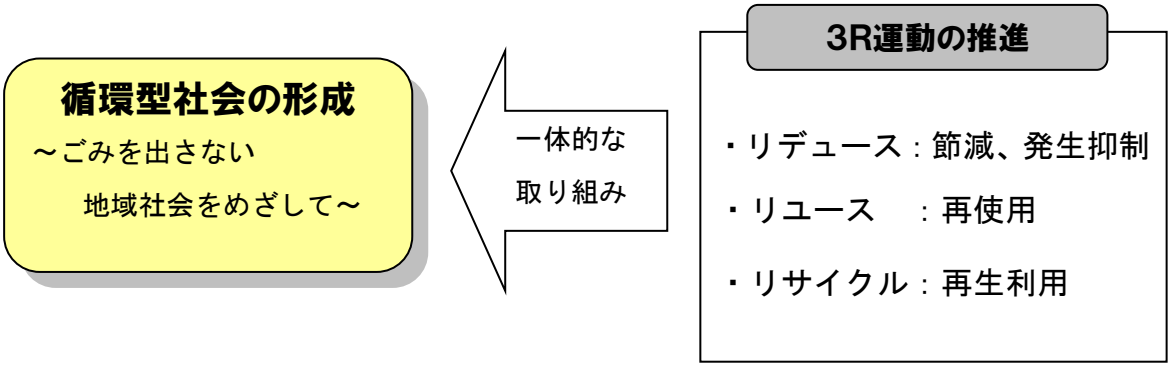

（２）ごみ処理の基本方針

循環型社会の推進に向け、住民・事業者・行政が一体となって「３Ｒ運動」を推進します。

ごみの分別や出し方の徹底に加えて、ごみを減らす一番大切な方法は「ごみを出さない」ことです。また、ごみの減量化を図るためには環境学習や啓発、さらには意識改革が必要となります。

そのため、ごみの分別や出し方を徹底し、身近な生活の中での実践を呼びかけながら、ごみの減量化・資源化を積極的に推進します。

また、高齢者や身体障がい者等のごみ出し困難者のごみ分別・収集支援について行政・自治会等が協力し、ごみを出しやすいしくみづくりを構築していくものとします。

個人、学校、家庭、事業所等で環境学習を行い「ごみを出さない」という意識の啓発にも努めます。

（３）ごみ処理体系

ごみの処理主体及び処理体系は、現状を維持することを基本とし、先の基本方針を踏まえて、下表のとおりとします。

ごみ処理フローチャート

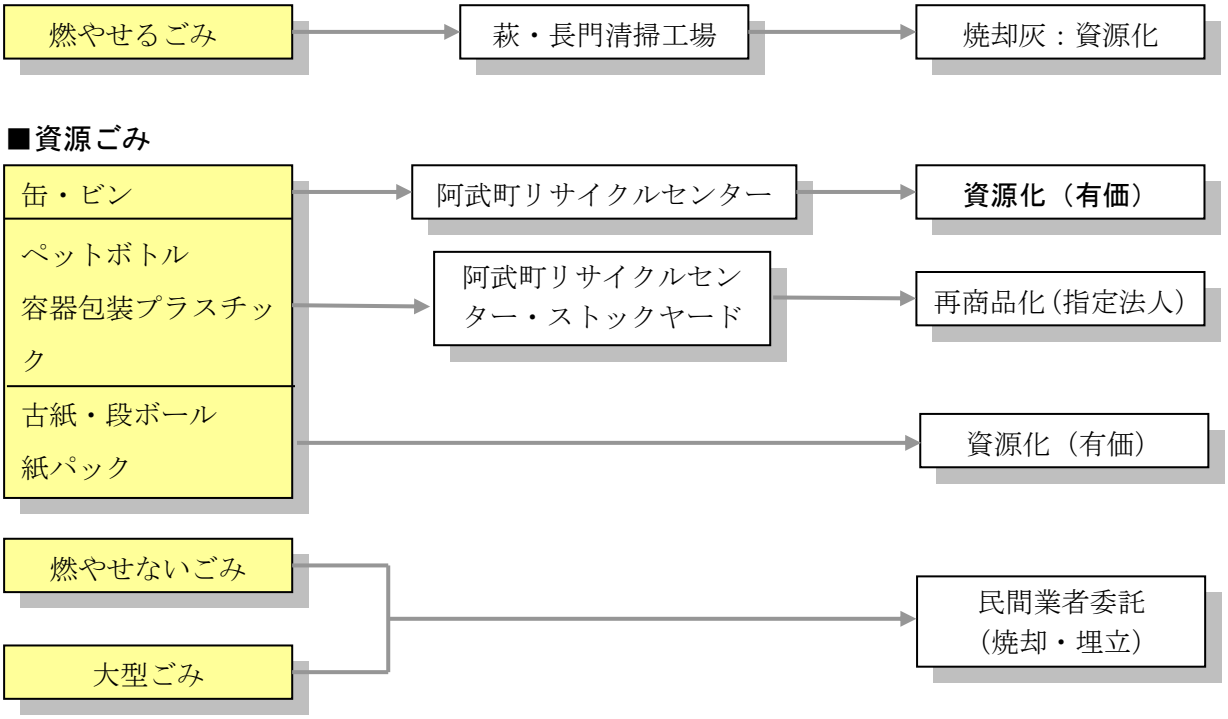

（４）ごみ量の見通し

ごみ量の予測にあたっては、現状の分別区分及び処理体系に基づき総排出量及び処理量の予測を行います。

①将来人口の見通し

総人口は、計画最終年度の平成 40 年度末では 2,395 人と見込み、平成 29 年度末の 3,360 人から 965 人の減少となります。国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の推計によると平成 32 年度の高齢化率は、50.26%、平成 37 年度では、52.85%となっています。人口減少と高齢化がますます進行すると予測されます。

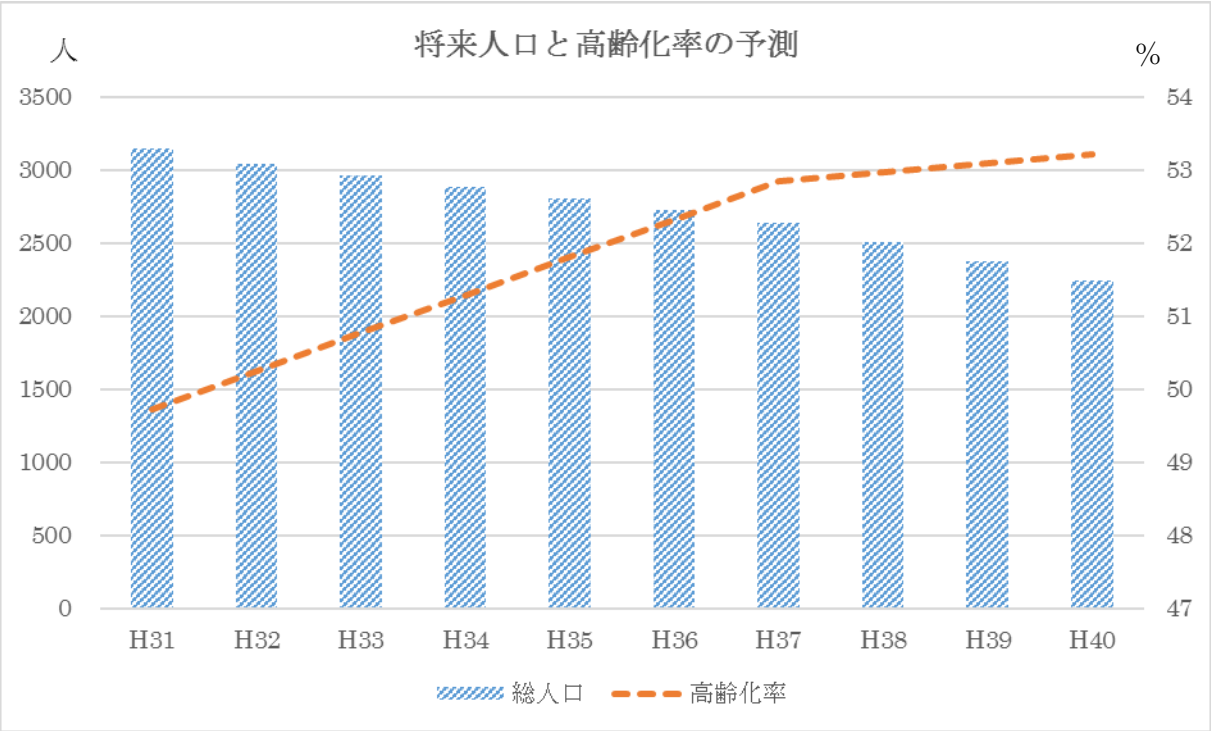

②ごみ排出量の見通し　（※直接搬入ごみは少量であるため合計したものとする。）

ごみの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ）については、１人１日平均排出量の過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績をみると約 760ｇ／人・日となっています。

人口と総排出量の推移率を基に算出した総排出量とその場合の１人１日当たりの排出量の予測では、１人１日当たりの排出量は増加する見込みとなっています。

今後は、人口減少により、日常生活で排出されるごみは減少しても空き家の整理等により排出されるごみは一定程度排出され続けることが予想されます。１人１日当たりの排出量を 760g 以下に抑制するためにどのように取り組むかが課題となっています。

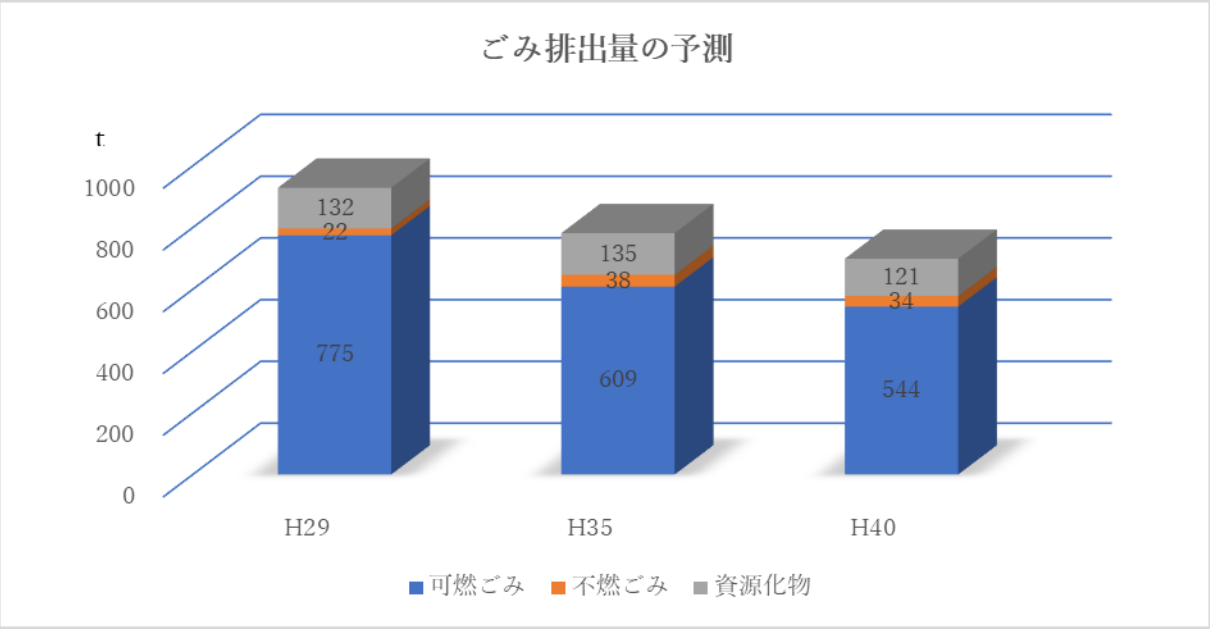

	H29 年度	H35 年度	H40 年度
人口（推計）	3, 360	2, 934	2, 395
ごみの総排出量（ｔ）	929	782	699
1人１日当たりごみ排出量（ｇ／人・日）	758	730	797

※H29 年度の人口は、住民基本台帳に基づく年度末のもの

平成 40 年度では、平成 29 年度と比較して１人１日当たり 39ｇの増加と予測しています。

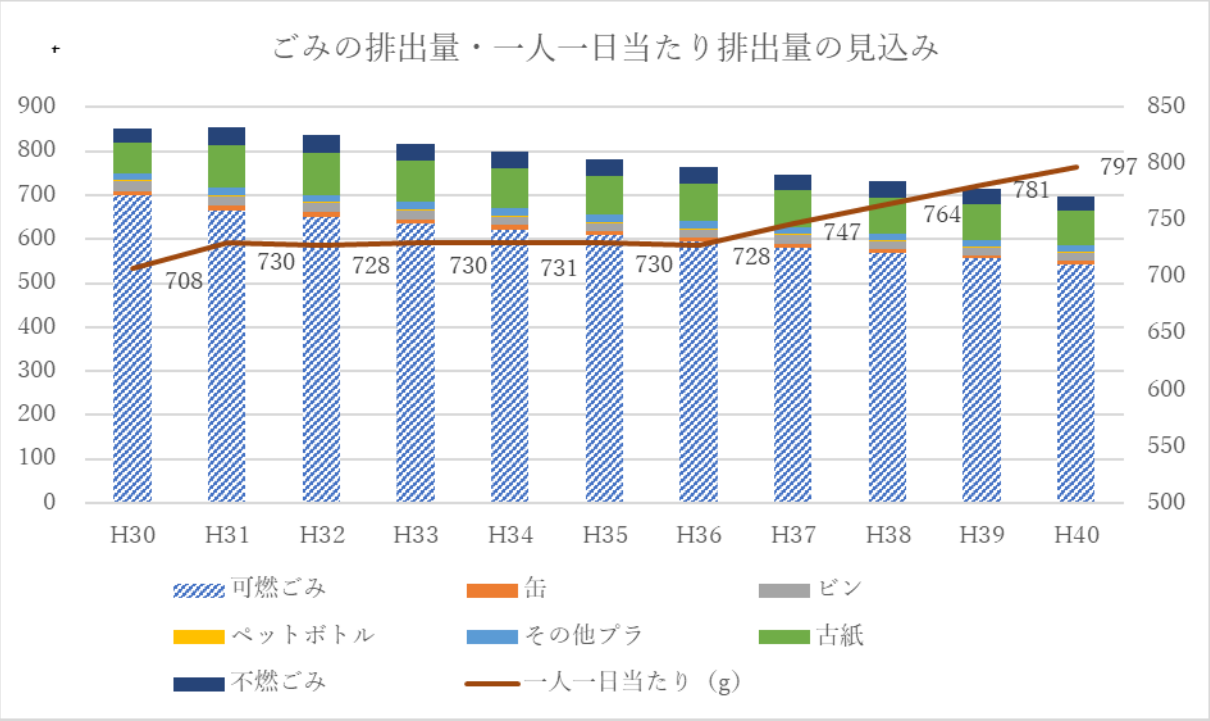

（５）**ごみ減量・資源化目標**

ごみ排出量の抑制と分別排出の徹底により、ごみに混入している資源物の再生利用を進め、循環型社会のまちづくりをめざして、計画目標年次の平成 40 年における減量・資源化目標を定めます。

① ごみの減量

現在の住民１人１日に出すごみの量は、平成 19 年度実績で 620ｇとなっていましたが、平成 29 年度実績では、758ｇと 22.3%も増加しています。リサイクル率も平成 20 年度の 32.9%をピークに漸減し、平成 29 年度では、22.6%と 10.3%も下がっています。これまでの実態から既定計画の目標年次の平成 30 年度に１人１日当たり 652ｇを達成することは困難となっています。

また、将来予測では今後も増え続ける見込みとなっており、排出抑制に向けた施策が急務となっています。排出量の約８割を占めている燃やせるごみのうち、生ごみの水切りの徹底、食品ロスを減らす等の取り組みにより、ごみの減量を図っていきます。

今後の目標値を定める上で、社会構造の変化やごみの排出量の変化については、社会環境が短期間で大きく変容する現代社会の中で予測は大変難しい状況にありますが、これまでのごみ量の推移から算出した予測値に対して、平成 40 年度の１人１日当たりに出すごみの総量は、730ｇ以下をめざします。

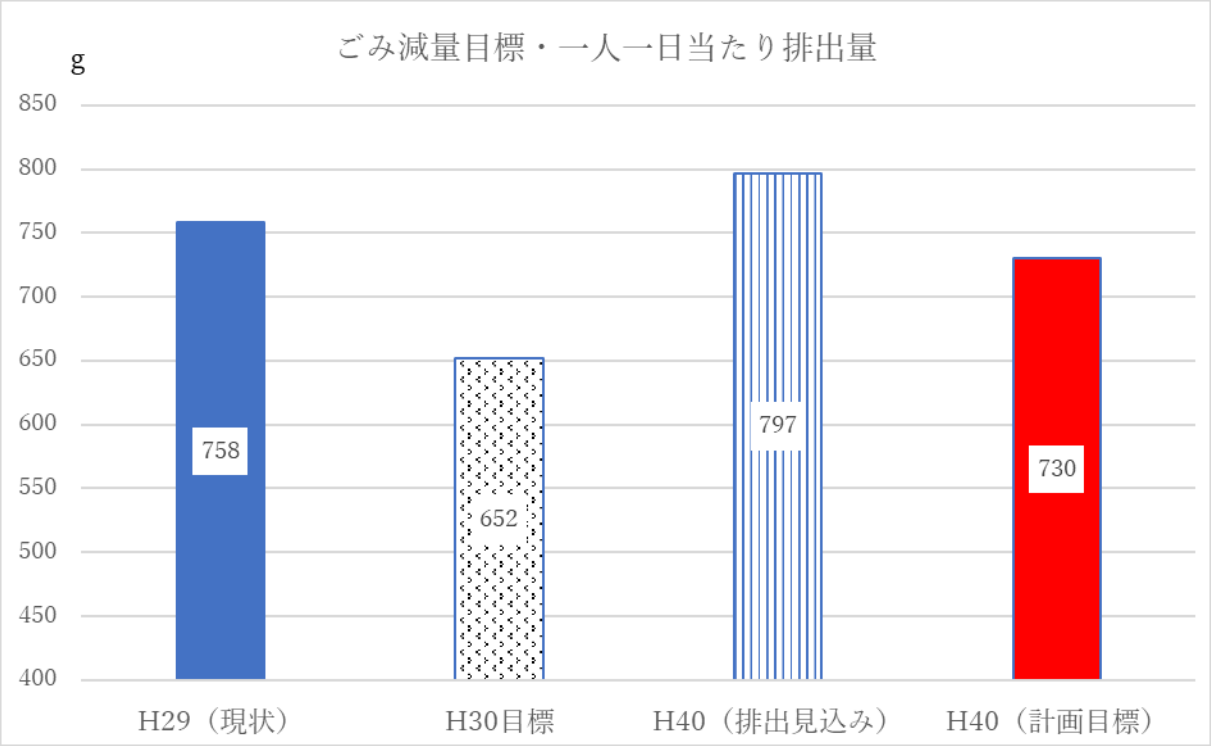

②資源化目標

ごみの総排出量に含まれる資源物（容器包装ごみ＋雑誌、新聞等の資源ごみ）の割合は、平成 29 年度は 12.8%となっており、平成 19 年度の 22.8%と比較すると 10 %減少しています。資源率とリサイクル率は、相関関係にあり、平成 20 年度をピークにいずれも減少しています。

既定計画では、目標資源化率を 40.0%としていますが、大きく割り込む状況となっています。

資源物の割合を増やすためには、資源物が資源物として回収されるよう家庭でのごみの分別の徹底を図ることが重要です。特に、燃やせるごみとして排出している紙製包装容器の資源化について周知を図るとともにリサイクルセンターでの選別の徹底、資源化を図っていきます。

本計画におけるリサイクル率の達成目標を 35%とします。

そのためには、平成 29 年度の実績から 12.43%の上乗せが必要となります。

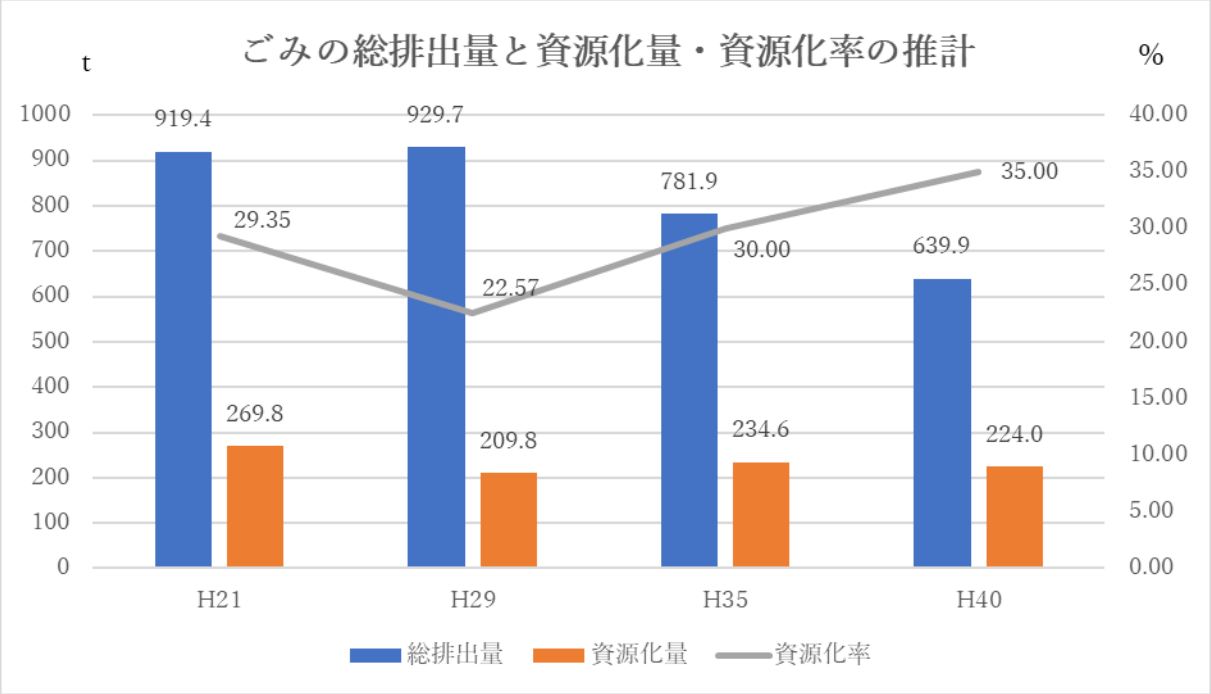

●目標に関連するごみの量・資源化量

	35 年度	40 年度
人　口（推計）	2,934 人	2,395 人
推計に対する削減率	－	8.4%
ごみの総排出量	**782 t**	**640 t**
内訳（可燃ごみ）	(609)	(485)
（不燃ごみ）	(38)	(34)
（資源化物）	(135)	(121)
1 人１日当たりごみ排出量（ｇ／人・日）	730	730
資源化率（リサイクル率）（不燃ごみ・大型ごみ含む）	30%	35%
資源化量（リサイクル量）（不燃ごみ・大型ごみ含む）	235	224

■参　考

１．国の減量化目標

国は、廃棄物処理法に基づき廃棄物の減量、その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国が定める基本方針」という。：平成13 年５月７日　環境省告示第 34 号、平成 28 年５月 15 日改定）の中で、一般廃棄物の減量化目標値を次のとおり設定しています。

また、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年３月閣議決定）では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を以下のとおり設定しています。

国の減量化目標等

区分	国が定める基本方針	循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成２４年度	－
目標年度	平成３２年度	平成３７年度
排出量	約１２％削減	－
リサイクル率	約 21％(平成 24 年度)から約 27％に増加	－
最終処分量	約１４％削減	－
一人一日当たりのごみ排出量		約８５０ｇ／人／日
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	５００ｇ	約４４０ｇ／人／日

■参　考

２．廃棄物・リサイクル関連法令の体系図

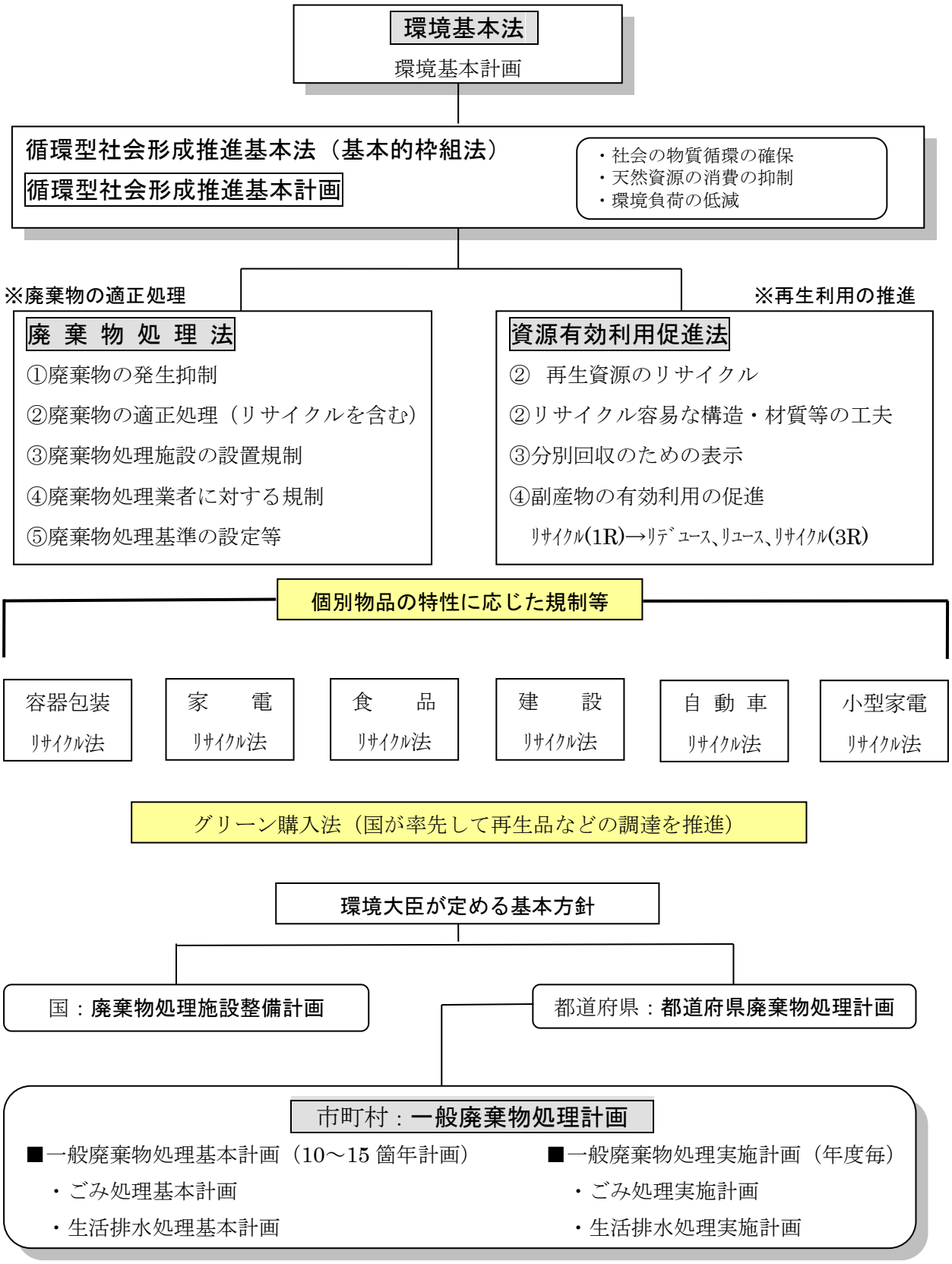

第４章　目標実現のための施策・方策

「住みよい快適な環境づくり」に向けて「循環型社会を推進するため、３Ｒ（①リデュース：節減、発生抑制、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用を中心として、「分別・リサイクルの推進」「環境に配慮したごみの適正処理」「ごみの排出抑制」を３本の柱として、ごみの減量化・資源化に対する理解と意識の高揚を図りながら、住民・事業者・行政が一体となる取り組みを行っていきます。

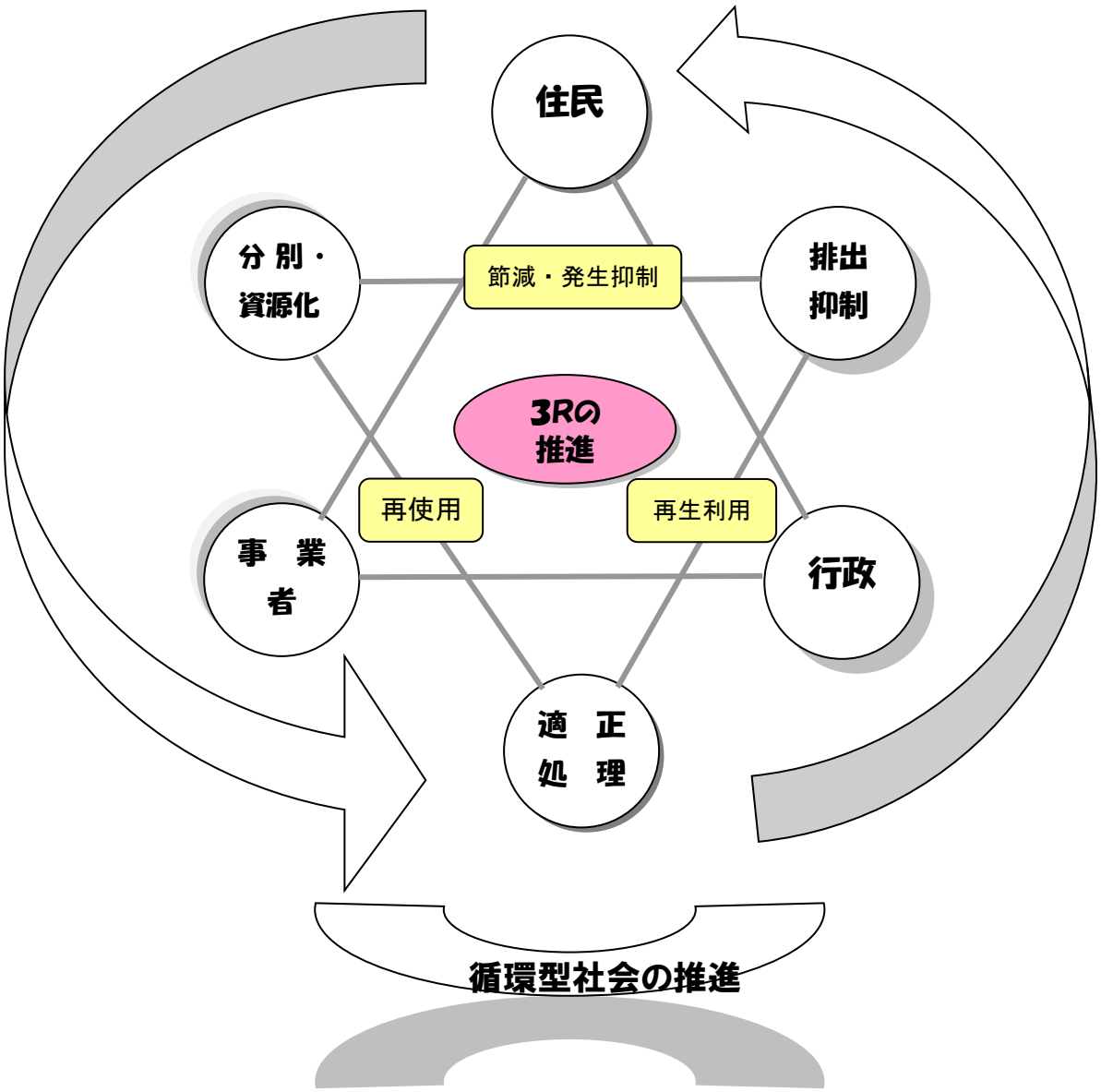

１．ごみ排出量の抑制

- （１）ごみ減量・資源化意識の高揚
  - 情報提供の充実
  - 啓発活動の推進
  - 環境教育・環境学習の推進
- （２）発生抑制・再使用の推進
  - 住民の自主的な取組の支援
  - 事業者の自主的な取組の促進
  - 行政の率先行動の推進

２．分別・リサイクルの推進

- （１）排出時の分別リサイクル促進
  - 家庭系ごみの分別・資源化促進
  - 事業系ごみの分別・資源化促進
- （２）廃棄物処理のリサイクル推進
  - 徹底したリサイクルの促進

３．環境に配慮したごみの適正処理

- （１）適正処理の推進
  - 徹底した資源化の推進
  - 事業系ごみの処理に係る見直し
- （２）収集・処分体制の充実
  - 収集・処分体制の見直し
  - 住民サービスの充実
- （３）処理施設の適正な管理・運営
  - 搬出・搬入ルールの周知
  - 処理施設の効果的な運用
  - 計画的な施設整備の推進
- （４）効率的な廃棄物処理の推進
  - 効率的な廃棄物処理の推進
  - 適正な排出者負担
- （５）災害ごみの適正な処理
  - 災害時の対応
- （６）環境美化の推進
  - 不法投棄対策の充実
  - 海岸漂着物等の処理への協力

１．ごみ排出量の抑制

ごみ減量・資源化目標を実現するため、まず、ごみそのものの排出量を減らすことに取り組みます。

そのためには、住民１人ひとりのごみ減量・資源化意識の高揚を図るとともに、「３Ｒ運動」を推進し、住民・事業者への自主的な取り組みの促進・支援を行います。

（１）ごみ減量・資源化意識の高揚

○情報提供の充実

・ごみ減量・資源化に関する住民の自主的な取り組みを促すため、情報提供の充実を図ります。そのためには、ごみの分別ルールだけではなく、町全体のごみ処理に関する情報などについても、広報紙やホームページ等の媒体を活用して積極的な情報提供を行います。

○啓発活動の推進

・情報提供とあわせて、ごみの減量とリサイクル意識の高揚を目的に具体的な啓発活動を継続するとともに、各種イベント等で幅広く啓発活動に努めます。

○環境教育・環境学習の推進

・住民のごみ減量や資源化などの環境に対する理解を深める機会として、出前講座等における環境学習等の充実や萩・長門清掃工場やリサイクルセンターの見学会の開催等を企画します。

また、学校における環境教育への取り組みや環境学習への支援を積極的に行います。

（２）発生抑制・再使用の推進

○住民の自主的な取組の支援

・マイバッグ利用などの啓発の充実を図るとともに、家庭での生ごみの堆肥化への取組を支援します。

・住民個々の取組のほか、自治会活動としての適正な分別指導等に対する支援を行います。

・家庭から発生する食品ロスを減らすため、フードバンク等の情報提供に努めます。

○事業者の自主的な取組の促進

・レジ袋の無料配付の廃止など、小売店への働きかけを行います。

・ごみ袋の販売協力の継続と店頭での資源物の回収、簡易包装などの取り組みについても啓発を行います。

○行政の率先行動の推進

・率先してごみの排出抑制に取り組むとともに、グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動に取り組みます。

・環境に配慮した総合的な仕組みを構築し、積極的な情報公開に努めます。

２．分別・リサイクルの推進

排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組むとともに、排出されるごみについては徹底して分別を行い、資源を再生利用（リサイクル）します。

（１）排出時の分別・リサイクル促進

○家庭系ごみの分別・資源化促進

・可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物の分別排出を促進するため、自治会との連携による地域リーダーの育成・支援の充実を図ります。

・住民へ容器包装廃棄物の分別及び洗浄の徹底について周知を行い、効果的な収集・リサイクルを促進します。

○事業系ごみの分別・資源化促進

・事業系ごみの減量と資源化を促進するため、分別・リサイクルに関する情報提供や指導の充実を図ります。

（２）廃棄物処理のリサイクル推進

○徹底したリサイクルの促進

・環境負荷の低減を図るため、町で行う廃棄物処理の徹底したリサイクルに取り組みます。

３．環境に配慮したごみの適正処理

徹底した資源化推進と、環境負荷の低減に配慮した廃棄物処理を推進します。

また、資源化の推進と安定的な廃棄物処理を行うため必要となる施設の計画的な整備を行います。

平成 27 年度から稼働している萩・長門清掃工場が安定したごみ処理を行えるようごみの適正な排出に努めるとともに、萩市・長門市と連携、協働していきます。

さらに、廃棄物処理の徹底した効率化を図るとともに、ごみ処理にかかるコストを精査し、適正な費用負担の見直しを行います。

（１）適正処理の推進

〇徹底した資源化の推進

・資源化の推進と効率的な廃棄物処理を行う観点から、小型家電の資源化ルートの適正な推進を図るため、情報提供や啓発を強化します。

〇事業系ごみの処理に係る見直し

・徹底した資源化を推進するという観点から、廃棄物の資源化と適正処理をはじめ、事業者に対して省エネ対策や廃棄物の発生抑制対策の実施、再使用対策の実施など、環境対策への現状の見直しを呼びかけます。

（２）収集処分体制の充実

〇収集・処分体制の見直し

・町内全域での効率的な処理サービスの観点から、必要に応じて収集体制や収集回数の見直しを行います。

〇住民サービスの充実

・高齢化等に伴いごみの搬出が困難な住民に対する収集体制のあり方について、自治会・委託業者・行政が連携して、高齢者等に配慮した住民サービスの仕組みや充実を図ります。

（３）処理施設の適正な管理・運営

〇搬出・搬入ルールの周知

・適正な処理や資源化を行うため、違反ごみや資源物などの混入防止対策の強化に取り組むとともに、タイヤやバッテリーなどの町の施設における処理が困難なごみについては、民間のルートに係る情報提供の充実などにより、排出ルートの徹底に努めます。

〇処理施設の効果的な運用

・阿武町リサイクルセンターなどの廃棄物処理施設の効果的な運用により、徹底したごみの資源化や減量化等を推進します。

・施設の管理に当たっては、徹底した環境保全対策を行うとともに管理状況に係る情報公開を行います。

〇計画的な施設整備の推進

・資源物の分別排出を促進する資源物ステーションの増設など、資源化や廃棄物の適正処理のため必要な整備を推進します。

（４）効果的な廃棄物処理の推進

〇効率的な廃棄物処理の推進

・廃棄物処理の推進に当たっては処理体制を見直すなど、費用対効果の観点から、収集・処分に係る効率化と経費の節減に努めます。

〇適正な排出者負担

・廃棄物の処理にかかる経費の見直しと効率化を図るとともに、適正なごみ処理を推進するために必要な経費についての精査を行います。

（５）災害ごみの適正な処理

〇災害時の対応

・地震や台風などの災害時において、早期に住民生活の回復を進めることができるよう、災害廃棄物集積場所等の確保や収集運搬許可業者との協力体制の確保のほか、突発的に大量発生する災害廃棄物の収集・運搬・処分体制の整備に努めます。

（６）環境美化の推進

○不法投棄対策の充実

・廃棄物が不法投棄され適正に処分が行われないことにより、快適な環境が損なわれないよう、地域との連携強化を図るとともに、通報システムの充実などにより、廃棄物の適正処理の促進を図ります。

○海岸漂着物等の処理への協力

・海岸漂着物等の処理について、必要に応じ、海岸管理者等に協力し、住みよい快適な環境づくりに努めます。

４．ごみ排出抑制のための方策

ごみの発生・排出抑制のための方策として、行政、住民及び事業者がそれぞれ果たすべき役割・方策を以下に示します。

（１） 行政における役割・方策

本町におけるごみの減量化・再生利用を図るため、行政・住民・事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策を含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとします。

①広報・啓発活動の充実

住民・事業者に対して、３Ｒ運動の推進をはじめ、ごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する広報・啓発を徹底することに努めます。

◎広報誌・ケーブルＴＶ等によるＰＲ活動
◎ごみの正しい分別・出し方等の出前講座
◎マイバッグキャンペーン等の実施
◎自治会との連携によるごみステーションの整備
◎住民による環境活動などへの支援（再利用の支援など）
◎学校や地域における環境学習の推進

②有料化制度

ごみの排出抑制や再使用、再生利用の推進と排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識を高めるため、今後ともごみ処理費の有料化は継続し、必要に応じて見直しについての検討を行います。

③ごみの減量化・再生利用に対する支援等

現在、資源ごみ（雑誌、新聞、ダンボール、紙製容器包装、牛乳パック等）については、町の指定集積箇所で無料回収していますが、今後もリサイクル化の推進を図るための無料回収を継続します。

なお、自治会交付金とのタイアップにより、自治会におけるごみの減量化事業、ごみの再生利用事業などへの取り組みに対する支援も検討します。

④グリーン購入の促進・再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において再生品等の使用に努めます。

⑤多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの減量と資源化を促進するため、分別・リサイクルに関する情報提供や指導の充実を図ります。多量のごみを排出する事業者に対し、一般廃棄物の資源化・減量化計画書の提出を求め、各事業所へ指導・協力依頼を行っていきます。

⑥ごみ袋の見直し

住民のニーズに基づいた指定ごみ袋の見直しを行い、ごみ排出に係るコストの低減を図ります。

（２）住民における役割・方策

ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、町が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力します。

①資源等分別回収の推進

◎廃家電やパソコンなどの適正なルートの処理・再生を啓発し、販売店等で引き取り可能なものはできるだけ引き取ってもらうようにします。

◎リターナブルビンについては、できるだけ販売店等に戻すようにします。

◎ペットボトル、乾電池等の店頭回収に出します。

◎不用品の譲渡情報や不用品交換システムを活用して、家庭の不用品の譲渡、交換等を促進します。

◎ごみの正しい分別・排出を行うとともに、高齢化に伴うご近所等との相互扶助の役割が担えるよう、自治会と連携した環境活動に取り組みます。

②生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなど、食品残渣が出ないよう食品ロスの削減に心がけます。

また、生ごみは極力水切りするとともに、コンポスト等を利用して家庭内での堆肥化に努めます。

外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出するごみの排出抑制に協力するものとします。

③過剰包装の自粛

マイバッグを持参し、レジ袋等のごみを減らします。また、贈り物等の際にも簡易包装のものを選ぶように配慮します。

④再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等の再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

また、可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけるよう「３Ｒ運動」の推進をこころがけます。

（３）事業者における役割・方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、町が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力します。

①ごみ排出事業者の役割

◎事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとします。

◎多量のごみを排出する事業所は、減量化・資源化計画を作成し実行します。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図ります。

◎事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

◎「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進します。

◎ごみを排出する場合は、町の実施している分別区分を遵守します。

◎過剰包装を行わず適正包装の推進にこころがけます。

◎使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。

◎消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。

◎消費者へ再生品の利用を推進します。

５．計画の進行管理

ごみ減量化等の目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価・改善を行っていくことが大切です。

本計画では、Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（施策の実行）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔｉｏｎ（改善・見直し）のＰＤＣＡサイクルにより、継続的な改善を図り、効率的・経済的な施策の展開を図ります。

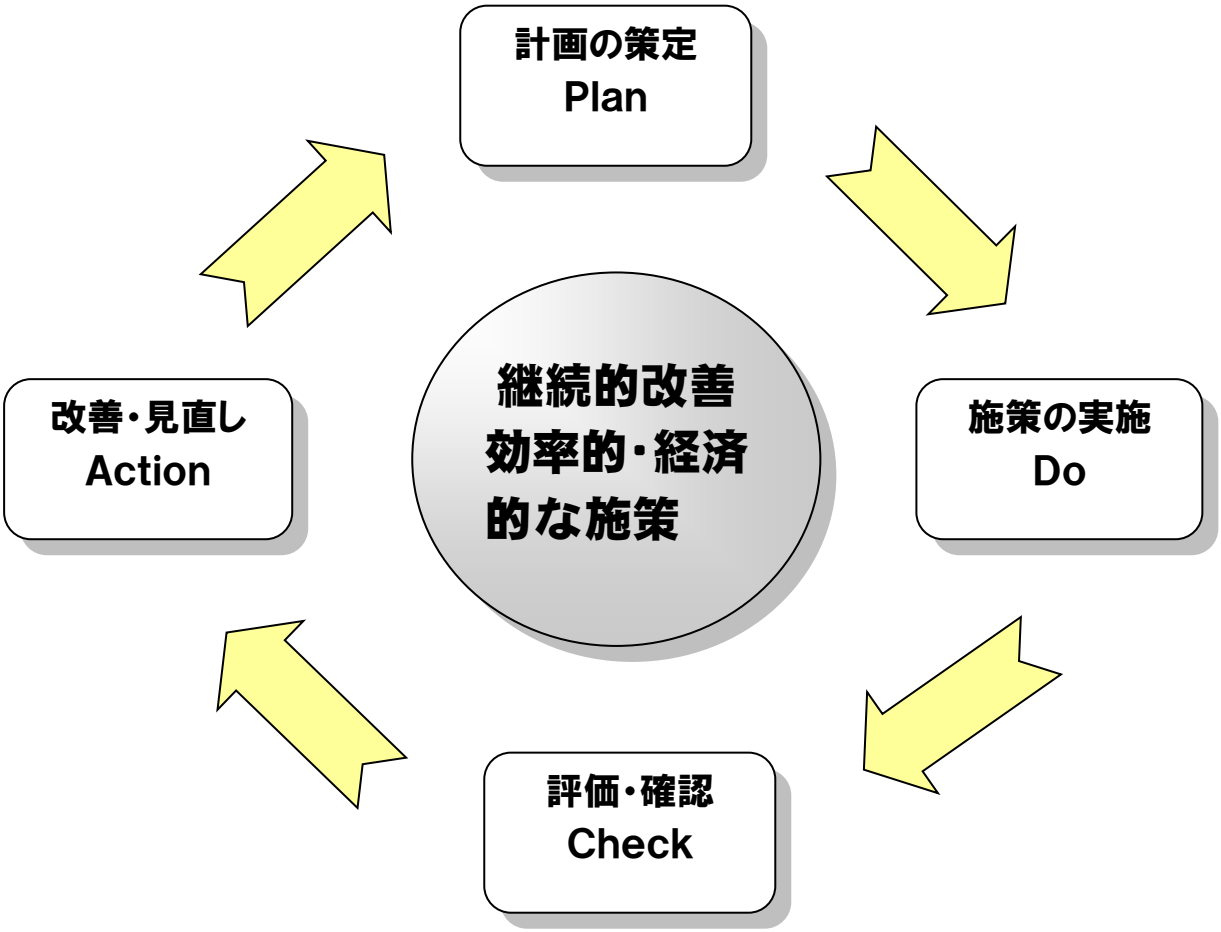

第５章　生活排水処理基本計画

１. 生活排水処理の現状

（１）生活排水処理の体系

①生活排水処理の沿革

国は、生活排水処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、地域の実情に即した適正な処理方法を選定できるよう排水処理施設の設置に係る補助制度を整備してきました。

本町においては、「全戸水洗化」を目標に農業・漁業集落排水処理施設の整備と合併処理浄化槽の設置を中心に生活排水処理を推進してきました。その結果、平成 16 年度までに漁業集落排水施設、農業集落排水施設の計画的な整備により、20 戸以上を対象とした施設整備は完了していますが、実施区域内であっても未接続の家庭があります。

また、汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用し、生活雑排水が未処理となっている家庭もあるため、国の補助制度を活用して合併浄化槽の設置を推進し、生活排水未処理解消の取り組みを行ってきました。

今後も定住対策を進めるうえでも住宅の立地状況を勘案したうえで集落排水への加入促進と、小型合併浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

また、浄化槽の適正な維持管理については、住民への周知を行い、地域の水質保全と地域での快適な暮らしの確保に努める必要があります。

②生活排水処理の流れ

生活排水は大きくし尿と生活雑排水に分けられますが、本町におけるそれぞれの処理・処分体系は以下に示すとおりです。

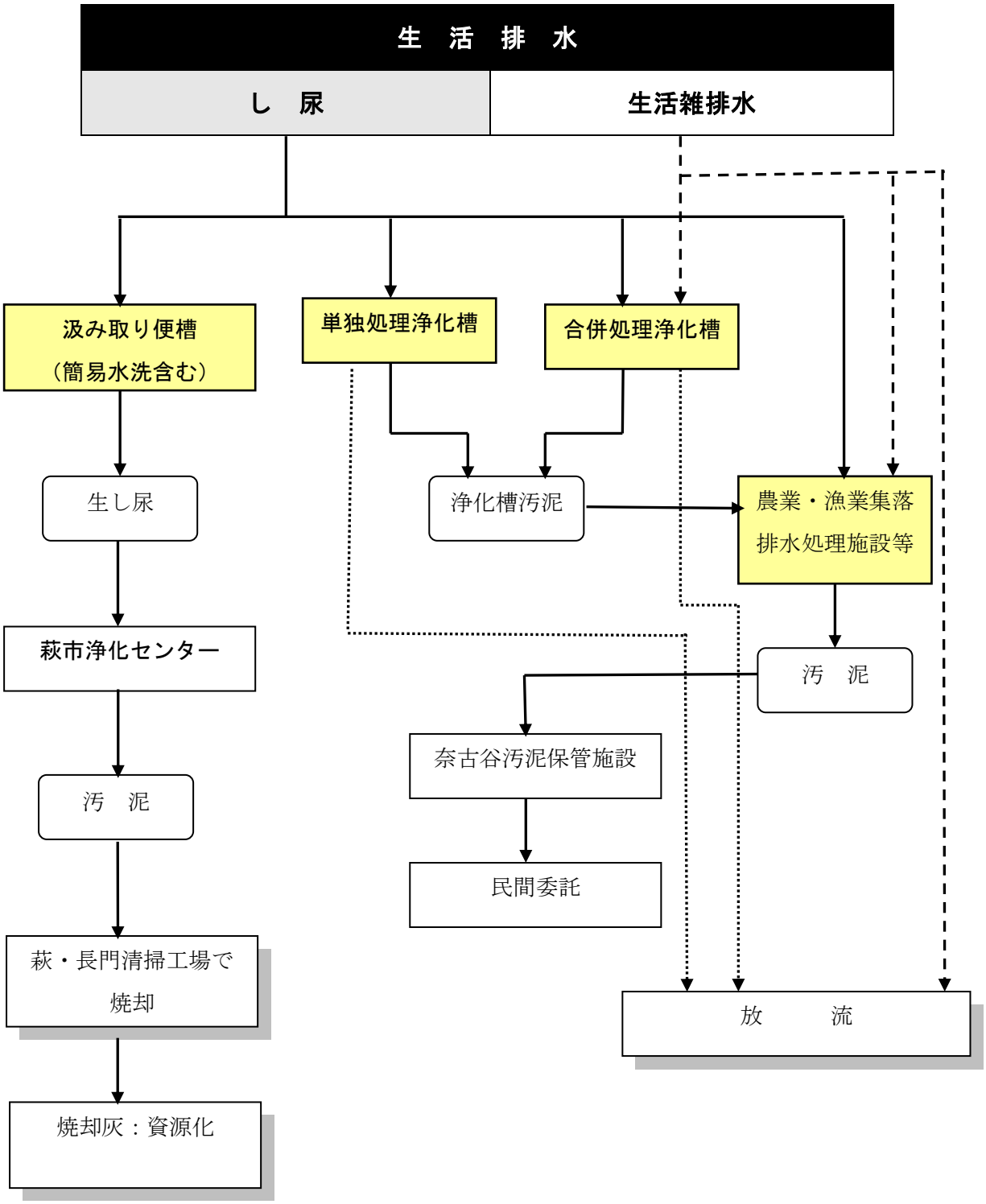

２．し尿処理実績

過去５年間の本町のし尿処理形態別処理量及び処理人口の推移は次表のようになっており、農業集落・漁業集落排水処理施設の整備が平成 16 年度で終了したことから水洗化率も年々増加し、29 年度 92.6%、単独処理浄化槽を除く生活排水処理率も 93.4%となっています。

ただし、し尿の処理量は、人口の減少に伴い年々減少傾向にあります。

■し尿処理量の推移　　（kl）

区　分	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
浄化槽処理量	２，４２１	２，３９１	２，３７２	２，３６４	２，２７２
自家処理量	１９０	１８５	１５２	１０４	１３０
汲取り処理量	１３９	１１８	１１４	９７	９２
年間総排出量（計）	２，７５０	２，６９４	２，６３８	２，５６５	２，４９４
うち単独・合併処理浄化槽利用量	３１２	２６７	２５２	２６１	２３７

※財政担当に提出する実績報告書より

■浄化槽汚泥の搬出量　　（kl・ｔ）

区　分	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
汚泥搬出量	９７	１０５	１０８	１１９	１０３

※浄化槽汚泥は各処理施設で脱水処理したあと、奈古谷の保管施設で水分を除去したあとの搬出量

■し尿処理人口の推移

区　分		２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
計画処理人口（外国人含む）		３，６８１	３，６２９	３，５５０	３，４６８	３，３６０
し尿汲取り人口		１０４	１０１	９２	８７	８９
自家処理人口		２６１	２５３	２０８	１４２	１５９
漁業集落処理人口		８９５	８９４	８８９	８６８	８５０
	奈古浦地区	５５８	５５９	５４９	５３２	５２２
	宇田郷地区	２７９	２７８	２８１	２７３	２６５
	尾無地区	５８	５７	５９	６３	６３
農業集落処理人口		１，９５０	１，９７２	１，９７３	１，９６７	１，８９６
	阿武地区	４４３	４５６	４６４	４７３	４８７
	郷川地区	６６３	６９３	７１２	７１７	６８２
	福田下地区	２６５	２５６	２４４	２３７	２１４
	河内地区	５１	５２	５０	４６	４４
	木与地区	３１０	３０１	２８８	２８２	２６５
	惣郷地区	１０６	１０３	１０７	９９	９２
	宇生賀地区	１１２	１１１	１０８	１１３	１１２
簡易排水処理人口（筒尾地区）		４４	４３	４３	４７	４１
合併処理浄化槽人口		４１３	３５２	３３２	３４３	３１２
単独浄化槽処理人口		１４	１４	１３	１４	１３
水洗化率（単独浄化槽含まない）		９０．１％ (89.7%)	９０．２％ (89.9%)	９１．５％ (91.2%)	９３．４％ (93.0%)	９２．６％ (92.2%)

※財政担当に提出する実績報告書より

（１）し尿収集人口

収集人口は表とグラフのとおりであり、計画処理人口は年々減少しています。平成 19 年度の全人口に占める処理人口は 85.4%でしたが、補助事業による小型合併処理浄化槽の設置が推進された結果、平成 29 年度では、92.6%と水洗化率は向上しました。

農業・漁業集落排水整備は 16 年度で終了しているため、今後も集落排水区域内の加入促進とともに合併処理浄化槽の設置により水洗化率の向上を図ることが求められます。

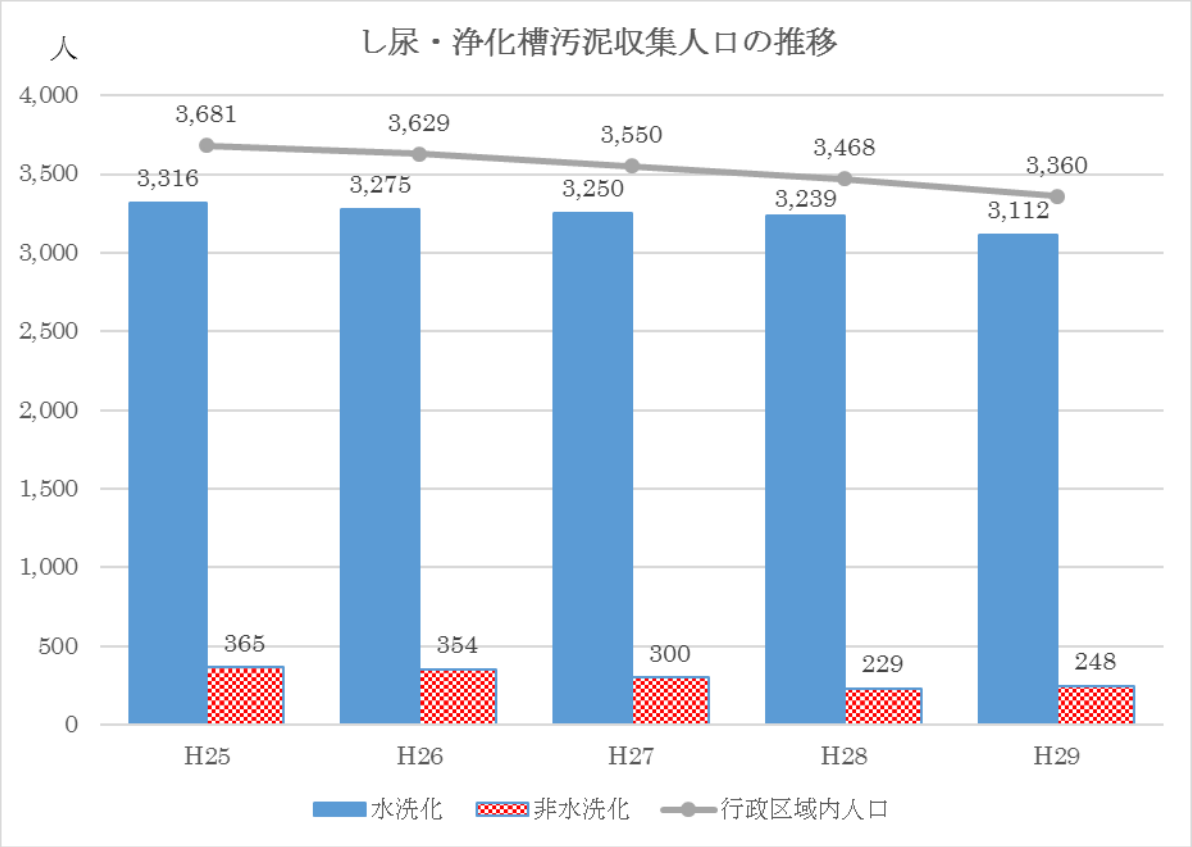

３．生活排水処理施設

（１）農業・漁業集落排水施設・簡易排水施設

農業・漁業集落排水の処理施設として、下表のとおり町内に 10 箇所の処理施設があり、そのほか奈古の筒尾地区に簡易排水施設が１ヶ所あり、それぞれ一般家庭からの生活排水を処理しています。

■農業・漁業集落排水処理施設等

事業名	地域区分	供用開始	処理方式	処理能力 ㎥／日
漁業集落環境整備事業	奈古地区	平成元年１０月	ＯＤ方式	６４６
〃	宇田地区	平成８年４月	〃	
漁港漁村総合整備事業	尾無地区	平成 10 年４月	接触ばっ気方式	
農業集落排水事業	阿武地区	平成５年４月	接触ばっ気方式	１,１２０
〃	郷川地区	平成８年４月	〃	
〃	福田下地区	平成 10 年４月	〃	
〃	木与地区	平成 12 年４月	〃	
〃	河内地区	平成 10 年４月	〃	
〃	惣郷地区	平成 12 年４月	〃	
〃	宇生賀地区	平成 16 年１０月	〃	
簡易排水施設	筒尾地区	平成６年４月	接触ばっ気方式	－

■農業・漁業集落排水処理施設区域面積・処理戸数等

事業名	地域区分	処理区域面積（ha）	区域内戸数（戸）	処理戸数（戸）	普及率（%）
漁業集落環境整備事業	奈古地区	１２	２７０	２６４	９７.８
〃	宇田地区	６	１３６	１３２	９７.１
漁港漁村総合整備事業	尾無地区	４	３３	３３	１００.０
農業集落排水事業	阿武地区	２６	２１３	２０９	９８.１
〃	郷川地区	３１	２９３	２７６	９４.２
〃	福田下地区	５３	１１１	１１１	１００.０
〃	木与地区	２９	１７２	１７１	９９.４
〃	河内地区	７	２１	２１	１００.０
〃	惣郷地区	１４	５９	５７	９６.６
〃	宇生賀地区	２０	５９	５１	８６.４
簡易排水施設	筒尾地区	－	１８	１８	１００.０

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（２）合併処理浄化槽

町では、漁業集落環境整備事業又は農業集落排水事業の実施区域以外の地域にある専用住宅に処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付しています。補助金を受けて設置された合併処理浄化槽の基数の推移は次のとおりです。

なお、合併処理浄化槽については、有効な生活処理設備である反面、その維持管理が適正に行われない場合には、周辺への水質に重大な悪影響を及ぼしかねません。そのためにも浄化槽法に基づく適正な維持管理や義務付けられている各種検査を確実に実施する必要があります。

■合併処理浄化槽設置補助実績

区 分	３～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
5 人槽	42 基 (102 人)	－	－	２基 （６人）	－	－
６人槽	33 (92 人)	－	－	－	－	－
7 人槽	43 (137 人)	－	－	－	－	－
８人槽	53 (226 人)	－	－	－	－	－
10 人槽	1 基 (4 人)	－	－	－	－	－
25 人槽	1 基 (15 人)	－	－	－	－	－
合　計	173 基 (576 人)	－	－	２基 （６人）	－	－

■補助金額（平成 25 年４月１日～）

区　分	補助金額
５人槽	３９０,０００
６人槽	４６２,０００
７人槽	５６２,０００
８人槽	６１８,０００
10 人槽以上	別に定める

（３）生し尿の処理

本町のし尿の収集運搬業務は、民間事業者へ委託し、収集されたし尿等は萩市と契約し萩市の浄化センターで委託処理しています。

処理人口の減少と浄化槽の普及により、平成 29 年度の委託処理量は 19 年度処理量と比べ半減しています。

■萩市への生し尿の委託処理量の推移　(kl)

年　度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
委託処理量	１３９	１１８	９２	８９	９２

４．生活排水処理の課題

①生活排水未処理の家庭の解消

河川等の水質汚濁原因ともなっている生活雑排水は、適正に処理されて放流されることが望まれますが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の世帯においては、ほぼ未処理のままで放流されているのが現状です。

本町では、約７％の人口が生活雑排水未処理人口に当たりますが、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも地域の実情にあわせ、農業・漁業集落排水処理施設へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の設置による生活排水の処理を推進していく必要があります。

②生活排水対策の啓発

生活排水を未処理のまま放流することによる水質の悪化等、環境に与える負荷について住民が学び、水質保全のために生活排水処理が重要であるとの認識を深めるための啓発を行っていく必要があります。

③浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽法第７条と第 11 条により義務づけられている処理水質検査の重要性の周知徹底のほか、未検査者に対しては年に１回の清掃及び定期的な保守点検の徹底を図る必要があります。

５．基本方針

（１）生活排水処理に係る基本理念

本町では、「全戸水洗化」を目標に農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など、汚水処理施設整備構想などに基づき、地域特性に応じて生活排水処理施設の整備に積極的に努め、平成 16 年度をもって農業・漁業集落排水施設の整備計画は終了し、20 戸以上を対象とした施設整備は完了し、水洗化率も 92%の状況となっています。

今後は、集落排水区域内の家庭の加入促進と、区域外の家庭や事業所を対象とした小型合併浄化槽の設置を推進し、全戸水洗化をめざしていく必要があります。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

以上のことから、生活排水処理における基本方針を以下のとおりとします。

①生活排水処理施設への加入促進

農業・漁業集落排水処理施設への未加入家庭に対する加入促進を継続して行います。

②合併処理浄化槽設置の推進

合併処理浄化槽については、今後も補助制度を広くＰＲし、浄化槽の普及に努めます。

また、生活雑排水の処理を進めるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

③生活排水対策の啓発

住民を対象とした環境教育や啓発活動により地域の水質保全と生活排水処理の関わりについて理解を広めていきます。

④浄化槽の適正な管理

浄化槽からの放流水の水質が基準内になるよう、浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検や清掃、法定検査の受検により適正な維持管理を行う必要があります。

法定検査を受検していない浄化槽については、管理者へ適正な維持管理を行うよう啓発に努めます。

（２）し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

①将来人口の見通し

将来人口（＝行政区域内人口）については、一般廃棄物処理計画の際に推計を行った結果を用います。それにより、計画目標年度の平成 40 年度における将来人口は 2,395 人です。

②行政区域内人口の見通し

平成 29 年度における計画処理区域は行政区域全域となっており、将来においても計画処理区域内人口は、行政区域内人口と同値とします。

③水洗化、非水洗化人口の見通し

ａ．農業・漁業集落排水処理施設・簡易排水処理施設

農業・漁業集落排水処理施設及び簡易排水処理施設についてはすべて整備済みで、人口の減少に伴い横ばいで移行するものと思われます。

計画目標年度（平成 40 年度）の人口は、2,056 人となります。

ｂ．合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、平成 31 年度以降も補助事業により整備を行う予定ですが、人口の減少分に各年度の設置基数×１基あたり人口（平成 29 年度１世帯あたりの平均人口 2.1 人に今後の人口減少を見込んで２人）をプラスした見込みとします。

計画目標年度（平成 40 年度）の人口は、229 人となります。

ｃ．単独処理浄化槽

単独処理浄化槽については、平成 12 年の浄化槽法の改正により新規設置が原則禁止されており、し尿収集人口とともに、農業・漁業集落排水処理施設への加入や合併処理浄化槽への転換により減少していくものと考えられます。

計画目標年度（平成 40 年度）の人口は、０人となります。

ｄ．し尿収集人口

し尿収集人口は、人口の減少率を乗じた数値から農業・漁業集落排水処理施設と合併処理浄化槽の増加分を差し引いた数値とします。

計画目標年度（平成 40 年度）の人口は、64 人となります。

E. 自家処理人口

自家処理人口は、各年度の将来人口（計画処理区域内人口）から水洗化（農業・漁業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）とし尿収集人口を差し引いたものとします。

計画目標年度（平成 40 年度）の人口は、46 人となります。

以上の考え方により、推計した生活排水処理形態別人口の推計結果は次のとおりです。

■生活排水処理形態別人口の推計結果　　（単位：人）

年度	行　政 区域内 人　口	農業・漁業 集落排水等 処理人口	合併処理 浄化槽 人　口	単独処理 浄化槽 人　口	し尿収集 人　口	自家処理 人　口
平成 29	3, 360	2, 787	312	13	89	159
平成 30	3, 285	2, 762	304	13	82	124
平成 31	3, 212	2, 702	297	13	90	110
平成 32	3, 140	2, 644	293	13	99	91
平成 33	3, 070	2, 585	286	13	89	97
平成 34	3, 001	2, 525	280	13	94	89
平成 35	2, 934	2, 469	274	13	98	80
平成 40	2, 395	2, 056	229	0	64	46

※人口については、平成 29 年度は財政担当に提出する実績報告書により、平成 30 年度以降は、一般廃棄物処理計画の際に推計を行った数値。

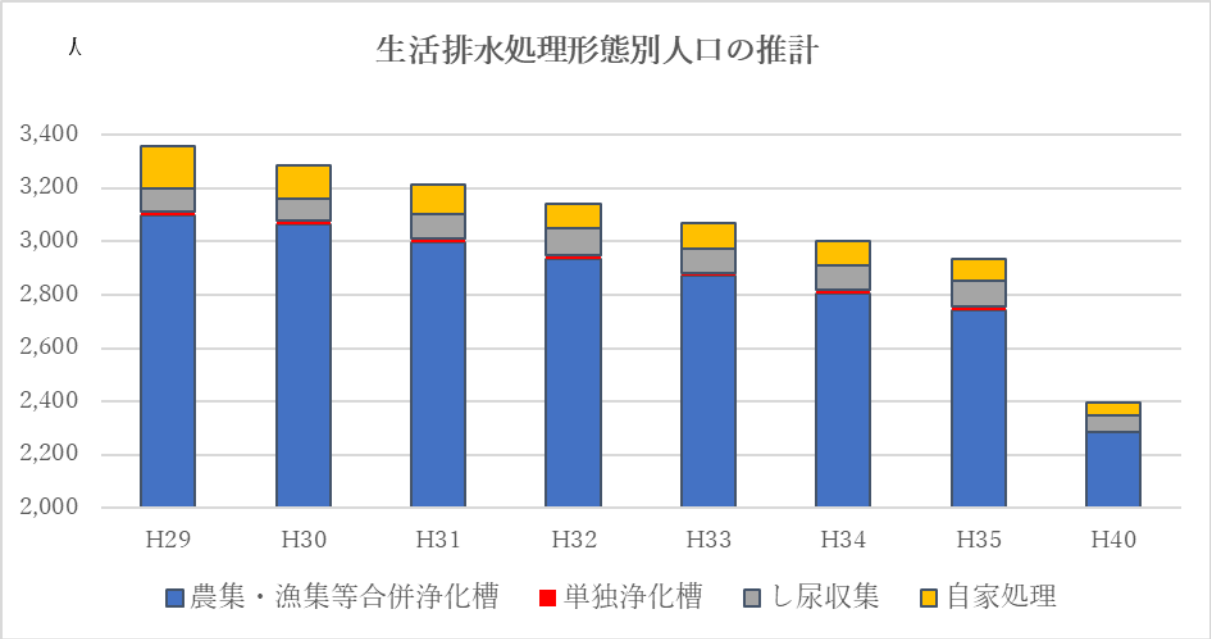

④し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

集落排水施設の終末処理場で脱水処理した浄化槽汚泥は、水分を飛ばして重量を軽くするため、奈古谷の汚泥保管場所で一端乾燥させた後、民間業者に委託して処理しています。

その搬出汚泥の平成 29 年度平均１人１日平均排出量は 0.0875 ㍑／人・日で、今後の推計についてはこの数値を用いるものとします。

■浄化槽汚泥の搬出量　（kl・ｔ）

区　分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H40
汚泥搬出量	103	103	100	98	95	92	90	77

６．生活排水の処理計画

（１）生活排水（し尿・生活雑排水）の処理計画

本計画では、農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置普及を中心として生活排水処理を進めていくものとし、生活排水処理率を計画目標年度（平成 40 年度）において 95.4%とします。

■計画目標年度における生活排水処理率

項目＼年度	平成 29 年度（実績）	平成 40 年度（目標年度）
１．行政区域内人口	3,360 人	2,395 人
２．計画処理区域内人口	3,360 人	2,395 人
３．生活排水処理人口	3,099 人	2,285 人
生活排水処理率	92.2%	95.4%

※生活排水処理人口＝農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽による処理人口

（２）施設及び整備計画の概要

現段階で具体的になっている生活排水処理に関する施設及びその整備計画の概要は次のとおりです。

■施設及びその整備計画の概要

項　目	実施区域	計画目標年度（平成 40 年度）計画処理人口	整備年度	備　考
農業・漁業集落排水処理施設	農業集落排水事業区域 漁業集落排水事業区域	2,056 人	平成 16 年度で完了	漁業集落 3 地区 農業集落 7 地区 簡易排水 1 地区
合併処理浄化槽	農業・漁業集落排水事業区域以外の全域	229 人	毎 年 度	

①農業・漁業集落排水事業等の整備計画

農業・漁業集落排水事業は、平成 16 年度で事業が完了し、現在、漁業集落排水３地区、農業集落排水７地区、簡易排水１地区で供用し、平成 29 年度の処理人口は 2,787 人です。

今後は、未接続世帯の早期接続を促進するなど、継続した普及活動を行いながら水洗化の向上に努めます。

②合併処理浄化槽整備計画

平成３年度から実施している合併処理浄化槽設置整備事業により対象区域の整備はほぼ完了しています。家族の年齢構成や経済的な理由、事業所の経営状況により浄化槽設置が難しい家庭や事業所が未設置の現状にありますが、今後も補助金等のＰＲ等を積極的に行いながら普及促進に努めます。

また、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの促進も図っていきます。

（３）し尿・浄化槽汚泥の処理計画

排出されたし尿及び浄化槽汚泥等を適正に収集・運搬、処理・処分できるよう計画します。

①基本方針及び再資源化・再生利用の方法

農業・漁業集落排水施設等から発生する汚泥については、可能な限り再利用・再生利用することを目標とし、今後とも委託業者との協議・研究を重ね、資源化に向けた方策を積極的に推進します。

また、現在萩市に委託している生し尿の処理は、浄化センターで処理された後の汚泥は萩・長門清掃工場で焼却され、焼却灰はセメント原料化することによりほぼ全量が資源化されており、今後も継続して有効利用に努めます。

②収集・運搬計画

し尿については、水洗化の普及により年々減少していますが、まだまだ継続してし尿の収集・運搬は必要で、本町のおいては許可業者による定期的な収集を今後も引き続き行います。

また、農業・漁業集落排水処理施設及び合併処理・単独処理浄化槽から発生する汚泥についても今後継続して収集を行う必要があります。

現在、汚泥の収集は許可業者が行っており、今後も許可業者による収集を継続し、

汚泥の質が変わらないよう管理していく必要があります。

（４）その他

①災害時におけるし尿処理対策

災害時に避難場所等で発生するし尿等の処理体制については、「阿武町地域防災計画」に基づき、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとします。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に災害時における人員、資機材等の確保についての体制整備を行う必要があります。

資料

■ごみの収集場所・ごみの出し方等に関する調査結果

平成 30 年 7 月に全自治会を対象として、各自治会内のごみの収集場所、ごみの出し方の現状と対応についてアンケート調査を行いました。この調査は、ごみの収集等に関わる課題を把握し、ごみ収集の見直しを図ることを目的としています。

対象自治会　43　　回答　36（回答率 83.7%）

調査時点では、全自治会に設置されたごみの収集場所は、約 100 箇所となっています。ごみの収集場所の増設と古紙の集積場所の新設を希望する自治会がありました。ごみ袋を収集場所まで運び、持ち抱えてごみ箱に入れることが身体的に困難な方もあります。古紙の回収は年間の収集回数が少なく、集積場所がごみの収集場所に比べて少ないため、自宅から集積場所が遠くなり、車で持って行くことができない方にとっては、出しにくい状況になっています。自宅からごみ収集場所までの距離は、出しにくさの一要因となっています。高齢化が進展する中で「ごみの出しやすさ」は重要性を増しています。

また、正しい分別ができていない等の理由により回収されなかったごみ袋の始末に困っている自治会もありました。収集日や、分別の間違いにより不適シールを貼られているが、ごみを出した方が始末せず、収集場所に放置したことにより起こっています。正しい分別の仕方の啓発とともにごみ出しのマナーの徹底も不可欠です。

ごみの出し方等について注意喚起を行っている自治会もありますが、今後、高齢者や身体機能の低下等で自宅からごみの収集場所まで出すことができない方、分別が難しい方等、「ごみ出し困難者」を地域で支援していく体制が必要となっています。

●アンケート調査から抜粋

問　自治会内のごみは、分別方法や収集日、出し方などのルールは守られていますか？

答　守られていない　８　　守られている　２８

問　自治会内にごみ出しで困っている方がおられますか？

答　はい　１２　　いいえ　２３　　未回答　１

問　どのようなことで困っておられますか？（複数回答）

答

分別方法がわからない	5
収集日がわからない。忘れる。	3
収集場所まで運ぶことが難しい	10
ごみカレンダーがわかりにくい	2
ごみ箱に入れにくい（ふたが重い、持ち上げられない）	8
町指定ごみ袋を買いに行くことができない。	1
町指定ごみ袋の値段が高い	1
ごみの収集回数が少ない	1
その他（収集場所が遠い 2　不適ごみ袋の放置　1　蓋の開閉が雑　1　釣り人　1）	5

問　現在、自治会内でごみ出しについて、何らかの支援を行っていますか？（複数回答）

答　収集場所まで代わりに運ぶ、声かけ、分別支援等している。　３

必要な方がいないため、とくに何もしていない。　１７

必要な方はいるが、現在は何もしていない。　６

現在検討中、または、今後検討する予定。　３

未回答　１１

■資源ごみ専用袋モニター事業の結果

平成 30 年 11 月～平成 31 年２月に、これまで４種類あった資源ごみの袋の見直しを行うため、資源ごみ専用袋を作成し、住民を対象にモニター事業を実施しました。４種類のごみ袋を購入する煩雑さの解消と利便性を図るため規格を統一した試作の資源ごみ専用袋を使用して分別・ごみの搬出をしてもらった結果についてアンケートを取りました。

モニター参加者　290 人　　アンケート回答者　237 人（回答率 81.7%）

【実施内容】

●モニター事業用『資源ごみ専用袋』10 枚を配付（無料）。
●期間中に『資源ごみ専用袋』を使用して、資源ごみを分別して出す。
●ごみ袋を使用した感想や改善点等について、アンケートに回答し提出する。
●ごみ収集の現状把握、及びアンケートの集計を行い資源ごみ専用袋の検討を行った。

【事業参加者数】

	奈古地区	福賀地区	宇田郷地区	計
自治会	5	39	66	110
一般公募	71	62	13	146
町職員	26	4	4	34
計	102	105	83	290

※自治会については、奈古（市）、福賀（中村）、宇田郷（宇田浦）に依頼して実施
※一般公募については応募者が少ないため婦人会やヘルスメイト等に依頼した
※一般公募について予定人数の 200 人に満たないため、町内在住の町職員に追加依頼した

【実施結果】

① ごみステーションでの現状調査（自治会での実施期間中のみ確認）11 月 20 日～12 月 18 日

種　　別	正しく分別	分別不十分	汚れあり	自治会計	全体回収数
その他プラ	173	8	6	187	450
ビン	74	0	0	74	162
缶	84	0	1	85	190
ペットボトル	55	2	0	57	167
計	386	10	7	403	969

※その他プラ：分別不十分はプラ以外の可燃物が混在したものや二重袋が多くみられる。
※ビン：袋に多く入れると袋破損の可能性と重くて回収が困難（出す際も重いのでは？）
※ペットボトル：トレイの混在が多く、サラダ油容器も混在
※資源ごみ専用袋に“可燃ごみ”が入っている

たくさん袋を買う必要がなくなるのは良い、という評価と袋のサイズについて大小の２種類が必要、同じ袋にした場合、混じらないよう周知が必要といった意見がありました。これらの意見は、次年度以降の資源ごみ専用袋の作成に反映していきます。ごみの出し方についてコンテナ回

収やリサイクルボックスの利活用、資源ごみステーションの提案については、今後の検討課題としています。

家庭ごみの減量に効果的で、少しの努力でできそうな取り組み、または現在取り組んでいる内容についてのアンケート結果は以下のとおりでした。

マイバッグの持参、詰め替え商品の購入、容器包装プラスチック等を資源ごみとして出すといった取り組みは半数以上の方が実践されていることがわかります。

一方で、フリーマーケットやリサイクルショップの活用については１割に満たない状況です。

●ごみを減らすための取り組みについて

内　　容	できそう	実践中
１．マイバッグを持参する	9	129
２．不要な割り箸等もらわない	41	94
３．使い捨て用品を使わない	43	86
４．詰替用商品を購入する	10	124
５．計画的に買い物をする	61	74
６．食材を使い切る、食べ残さない	47	84
７．生ごみの水切り	46	84
８．生ごみ処理機やコンポストの使用	34	37
９．容器包装プラを分別、資源ゴミとして出す	16	124
１０．紙類分別、古紙として出す	44	77
１１．紙パック分別、古紙として出す	44	73
１２．本・雑誌分別、古紙として出す	20	108
１３．衣類をフリーマーケットやリサイクルショップへ	56	19
１４．不要品をフリーマーケットやリサイクルショップへ	64	15

その他

・フライパンの油は、不要となった服等を切り、拭き取りに使用。

・自分に不要だが、使えるものは人にあげる。

・必要なものを買うようにする。

・牛乳パック、トレイ、ペットボトルは、回収店舗に持ち込みする。

・畑の空いた場所に段ボールコンポスト（生ごみと糠を入れる）を作る。

・フリーマーケットやリサイクルショップが身近にあれば活用したいが…各自治会にそういった場所がほしい。

・サイズが合わなくなった子どもの服は、人に譲る。

・衣類は友人と交換する。
・プルタブ、ペットボトルキャップは各収集事業所へ出している。

●ごみの減量化・資源化を進めていくためのアイデア

・台所で出るゴミは野菜のくずです。乾燥すれば？
・コンポストまではいかないのですが、ポット等に土と野菜くず、主に卵の殻を入れて混ぜ合わせ、後で（堆肥として）使っています。

・使用できるものを、受け取ってもらえる場所があれば活用できるのでは。
（本・おもちゃ・幼児服→保育園、　　食器・日用品→福祉の市）
・フリーマーケットやリサイクルショップとありますが、開催場所やお店を知らない人が多いのでは？広報等でお知らせすると良い。

・資源ゴミ（新聞、段ボール、菓子箱、包装紙）をいつでも出せるステーションを町内に置いてほしい。
・ペットボトルやびん、乾電池等は、いつでも出せる場所があれば助かります。
・乾電池やボタン電池など、なかなか貯まらない物は、回収ボックスが町内の住民がよく利用する店舗や各支所などにあればいいなと思います。
・ビンを捨てるのに袋一杯になるまで家に置いておくのが気になっている。東京や広島では、コンテナがゴミ集積所に置かれて、一本からでも捨てることが出来たのだが、その方がこまめに色別に分別して捨てられて良かったと思う。
・分別や集収を自治会内で助け合って行うと良いのではないかと思います。
・資源ゴミの集収日を（特に古紙類・ペットボトル）をふやしてほしいです。

・必要のない物を買わない。
・余分な物は買わない。使い捨てをしないようにする。使わない物は、貰わないようにする。
・不要な買い物をしないよう、また沢山の調理をしない。料理も完食することを心がけたい。

・品物によっては、トレイがいらないものもある。
・植木鉢等(陶器）が溜まったときは、萩に行く途中「エコプラザ」に持参した事がある。泥がついたままで良かった。

・エコバッグ持参やなるべく再利用を心がける。
・なるべく再利用できる商品を買うようにしている。

□悩み・疑問

・生ごみ処理機を出始めに購入したが、すぐ壊れた。コンポストも使用していたが獣に荒らされて大変だったので燃やせるごみで出すしかなかった。
・家庭菜園をしていますが、野菜の食べられない部分や雑草など放置できないので、時々生ごみとして出します。土に埋めたりもしていますが、何か良いアイデアがあれば教えてください。
・フリーマーケット、リサイクルショップに衣類を出せばと思うが、出し方がわからない。
・捨てる勇気がなくて始末する事が難しい現状です。どうすればすっきり出来るか教えてほしい。